

公益財団法人 日本社会福祉弘済会 2020 年度社会福祉助成事業
実施報告書

養育支援訪問事業に関する事業実施についての調査報告
～「育児・家事援助」事業を行う民間団体・自治体へのインタビューより～

2021 年 3 月

NPO法人バディチーム

目次

はじめに	2
I 序論	2
1. 本研究の背景	2
2. 養育支援訪問事業の概要	3
3. 養育支援訪問事業における育児・家事援助事業の実施状況	3
4. まとめ	4
II 海外における訪問型子育て支援について	5
1. アメリカにおける家庭訪問型子育て支援	5
2. イギリスにおける家庭訪問型子育て支援	7
III 日本における養育支援訪問事業の特徴と課題について	8
1. 日本における養育支援訪問事業の特徴	8
2. 日本における養育支援訪問事業の課題	8
3. まとめ	9
IV 研究方法	9
1. 調査方法	9
2. 調査対象と選定方法	9
3. 調査手続きと調査内容	9
V 研究結果	13
1. 調査対象の概要	13
2. インタビュー結果について	14
VI 考察	36
3. 本研究調査の限界と課題	39
VII 結論	40
おわりに	40
謝辞	41
引用文献	42
付録	44

はじめに

本報告書は、公益財団法人社会福祉弘済会「2020年度社会福祉弘済会」における研究事業としての助成を受け、NPO法人バディチームにおいて実施したものである。なお、本研究はNPO法人バディチーム事務局スタッフである村田裕子が調査担当者として実施したものであり、本報告書は調査担当者の所属している日本社会事業大学大学院の2020年度修士論文として発表されたものをベースに、加筆修正を加えたものである。

I 序論

1. 本研究の背景

昨今の日本において児童虐待は大きな社会問題となっている。児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、2019(令和元)年度中に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は19万3780件(速報値)で、これまでで最多の件数となった(厚生労働省2020)。

その9割以上の子どもは在宅支援となっている現状がある(内閣府2017)。例えば東京都では、2019(令和元)年度虐待相談新規対応件数21,659件のうち、相談対応(援助)状況は、面接指導件数が17,736件、児相福祉司指導が1,295件となっており、9割以上で子どもが家庭に在宅している状況で対応されている(東京都2020)。また、2016(平成26)年に改正された児童福祉法においても「家庭養育優先原則」が示され、今後はより一層在宅支援が重要になると考えられる。

児童虐待予防に使われる概念として、「一次予防としての発生子防、二次予防としての早期発見・早期介入・重度化の予防、そして三次予防としてリハビリテーション・再発予防の3つの概念」(西郷2014)がある。わが国の児童虐待予防サービスにおいて、この二次予防、三次予防に対応すべく制度化されたものに、養育支援訪問事業がある。2002(平成14)年、政府が児童虐待防止対策として福祉分野を含む地域基盤型の家庭訪問事業を新しく設置し各市町村に実施するよう奨励し、始められたものが「家庭訪問支援事業」である(桐野2011)。その後、2004(平成16)年に「育児支援訪問事業」へと変更され、さらに2008(平成20)年に「養育支援訪問事業」として法定化され、市町村に事業実施の努力義務が課せられるようになった。2015(平成27)年4月よりスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、養育支援訪問事業は「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられ、2016(平成28)年の児童福祉法の改正により、市町村の責務として「児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない」ことが明確化された。2017(平成29)年度には養育支援訪問事業が拡充され、本事業をすべての市町村において実施すること、また、民間団体を活用し、育児・家事援助支援に重点を置いて実施することが目標とされ(内閣府2017)、養育支援訪問事業実施要項に留意事項として「平成29年改正では、様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施できるよう、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭、公的な支援につながりを持たない家庭を本事業の対象として明確化したところである。こうした対象家庭への支援には、家庭訪問型子育て支援を実施している民間団体等を活用して、育児・家事援助に重点を置いた必要な支援の提供に努められたい。」という項目が追加されるに至った。

このように、児童虐待の発生を予防し、子どもが家庭で健やかに育つことを支援していくために、アウトリーチ型(訪問型)の子育て支援がますます重要とされ、養育支援訪問事業も強化・拡充されつつある。しかしながら、その一方で民間団体による育児・家事援助を中心とした養育支援訪問事業の展開は始まったばかりである。今後、それぞれの民間団体が質の高い支援を行っていくための仕組みを作ることが求められている。

2. 養育支援訪問事業の概要

養育支援訪問事業は、児童福祉法第6条の3の5に以下のように定められている事業である。

「この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。)(若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。))に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。」

厚生労働省ホームページの「養育支援訪問事業の概要」では、本事業の目的を、「育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る」としており、「育児・家事援助」と「専門的相談支援」を行うことが示されている。さらに、「養育支援訪問事業要綱」においては訪問支援者の要件が示されており「育児・家事援助」については子育て経験者、ヘルパー等が、「専門的相談支援」については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等があげられている。本事業の実施主体は市町村(特別区を含む)であり、市町村が認めた者への委託も可能であるとされている。

また、本事業の内容として「養育支援訪問事業の概要」では、以下の6つの項目が挙げられている。

- ・家庭内での育児に関する具体的な援助
- ・産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
- ・未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- ・養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・若年の養育者に対する育児相談・指導
- ・児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

3. 養育支援訪問事業における育児・家事援助事業の実施状況

1) 養育支援訪問事業実施市町村数

厚生労働省による養育支援訪問事業の実施状況調査によると、2018(平成30)年4月1日現在において養育支援訪問事業を実施している市町村は、全国1,741市町村中1,370市町村となっており、実施率は78.7%となっている。そのうち専門的相談支援を実施している市町村は1,304市町村であり、養育支援訪問事業を行っている1,370市町村中約95%の市町村が専門的相談支援を実施している。それに対し、育児・家事援助事業を行っている市町村数は、605市町村であり、養育支援訪問事業を行っている市町村の中で育児・家事援助事業を行っている市町村の割合は約44%にとどまっている(厚生労働省2020)。

2) 養育支援事業訪問実施件数

厚生労働省による養育支援訪問事業の実施状況調査によると、2017(平成29)年度の養育支援訪問事業の訪問実施家庭数は81,801家庭、延べ訪問件数は280,824件であった。そのうち育児・家事援助事業の訪問実施家庭数は8,136家庭、延べ訪問件数は89,437件であり、養育支援訪問事業の訪問家庭数うち育児・家事援助事業の訪問家庭数は約10%となっている(厚生労働省2020)。

3) 育児・家事援助事業の委託状況について

2018(平成30)年4月1日現在において、養育支援訪問事業における育児・家事援助事業を実施している自治体605市町村のうち、外部に委託して育児・家事援助事業を行っている市町村は366市町村であり、委託率は60.5%である。委託先については社会福祉協議会が一番多く、次いでベビーシッターやヘルパーの派遣事業者、子育て支援などを行っているNPOなど民間団体の順になっている(表1)。

(表1) 養育支援訪問事業の育児・家事援助事業委託状況(平成30年4月1日現在)

委託先区分	市町村数
社会福祉協議会	141
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	126
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	103
その他	72

(n=366 複数回答あり)

(養育支援訪問事業の実施状況調査 厚生労働省 2020より筆者作成)

また、養育支援訪問事業における育児・家事援助事業の訪問者について、ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者のスタッフ、子育て支援を行う民間団体のスタッフが訪問を行うとしている自治体が表2の通り年々増加している。

(表2) 育児・家事援助事業の訪問者について

訪問者区分	2013年	2016年	2017年	2018年
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ	143	175	202	230
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	50	58	92	105

(単位 市町村) (複数回答あり)

(「養育支援訪問事業の実施状況について」 厚生労働省 2015)

(「養育支援訪問事業の実施状況調査」 厚生労働省 2018・2019・2020を元に筆者作成)

4. まとめ

以上、現時点では養育支援訪問事業における「育児・家事援助」事業を行っている市町村は全体の約4割であるが、「育児・家事援助事業」については今後その重要性がさらに増すこと、それに伴い、民間の団体に委託を行って事業を行う市町村が今後も増えることが予想される。それにより、民間の団体に所属する多様なバックグラウンドを持つ訪問スタッフが増えることも予想される。そのため、事業の実施主体に関わらず、格差なく一定の水準以上の質を持った支援を行っていくことが今後は必要になっていくと考えられる。

わが国において、児童虐待相談件数は年々増加しているが、2016年に改正された児童福祉法において「家庭養育の優先」が示されたように、子どもの最適な成長の場所は家庭であるという考えに立つと、家庭訪問型の子育て支援が今後は重要になると考えられる。また、家庭訪問型の子育て支援を行う民間の団体を活用することで、自治体のみでは対応し切れない支援を民間団体の活動の特長を活かして展開することが可能になる。本研究において明らかになったことを今後養育支援訪問事業に活用することで、家庭訪問型の子育て支援事業の拡大と質の向上につなげることができると考えられる。

II 海外における訪問型子育て支援について

本研究ではまず、アメリカとイギリスの2か国に焦点を当て、それぞれの国の家庭訪問型の子育て支援について調査を行った。

1. アメリカにおける家庭訪問型子育て支援

アメリカにおいては、2010年3月に Patient Protection and Affordable Care Act (PPACA ; 「患者の保護と入手可能なケア法」) が成立し、連邦政府は全州に5年間にわたり150億ドルの補助金を提供し、州が乳幼児のいる家庭や妊婦を対象に児童虐待防止を目的に家庭訪問を無料で行うことになった(桐野 2011)。また、アメリカの保健福祉省においては、Home Visiting Evidence of Effectiveness (HomVEE) のレビューが公開されている。このHomVEEは、妊婦や出産から幼稚園入所までの子どもの家族を対象とする家庭訪問モデルの有効性のエビデンスを提供するものであり、以下の基準の少なくとも1つを満たしたモデルを「エビデンス・ベースド家庭訪問プログラムモデル」として公表している。

- (1) 少なくとも1つの高エビデンスレベルまたは中エビデンスレベルの研究により、以下の8つの結果領域のうちの2つ以上で統計的に有意な影響が得られたモデル
- (2) 重複しないスタディサンプルを用いた、少なくとも2つ以上の高エビデンスレベルまたは中エビデンスレベルでの研究により、以下の8つの結果領域のうち、同じ結果領域で、統計的に優位な影響が得られたモデル

【8つの結果領域】

- ① 子どもの発達と学校の準備
- ② 子どもの健康
- ③ 家族の経済の自給自足
- ④ リンゲージと紹介
- ⑤ 母性の健康
- ⑥ 積極的な子育ての実践
- ⑦ 児童虐待の減少
- ⑧ 少年の非行・家庭内暴力・犯罪の減少

(U.S. Department of Health & Human Services 「Home Visiting Evidence of Effectiveness」)

HomVEE において公表されている「エビデンス・ベースド家庭訪問プログラムモデル」の中で、高または中エビデンスレベルの研究結果によって「⑦児童虐待の減少の領域」に効果があると認められたモデルのうち、非専門家・パラプロフェッショナルによる家庭訪問モデルによるものは下記の3つが挙げられる。

- (1) Healthy Families America
- (2) Parent-Child Teachers
- (3) Safe Care

なお、パラプロフェッショナルの定義として、桐野(2011)は、

- (1) 事業が実施されるその地域の住民で、広範囲にわたるトレーニングを受けている者
- (2) 概して自らの任務に関する専門分野の学士あるいはそれ以上の学士を持っていないけれども良いが、ソーシャルワーク・心理・保健・保育・教育関連分野である程度の現場経験を有するものを指すことが多い

と述べている。

以下、それぞれの家庭訪問モデルについての詳細を示したものが表3である。

(表 3) HomVEE において、児童虐待の減少に効果があると認められた、パラプロフェッショナルによる「エビデンス・ベースド家庭訪問プログラムモデル」

モデル名	Healthy Families America	Parent-Child Teachers	Safe Care
主な目標	<ul style="list-style-type: none"> ・肯定的子育て促進 ・児童虐待防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者・親をエンパワーする ・子どもの学業基盤形成 ・児童虐待防止 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問によるペアレントトレーニングを介しての虐待発生・再発予防
モデルの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・12 の基本理念に沿って実施することが義務付けられており、認定システムが導入されている ・家族のストレングスに焦点を当て、その上に積み上げていく支援方法 Strength Based Approach が行われている 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や子育てに関する情報の提供 ・子育てに対する疑問や不安を聞く相談相手になる ・専門機関を紹介し、つなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの相互作用に焦点を当てたペアレントトレーニングの実施 ・家庭の安全性 ・子どもの健康の 3 つの領域へトレーニングを行う
対象者	妊婦・0～5 歳の子どもがいてリスクを抱える家庭等(所得・年齢制限無)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別なニーズを持つ子ども ・児童虐待の危険にさらされている家族 ・10 代の親など 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～5 歳児のいる家庭 ・子どもの虐待の危険因子を持つ家庭
支援回数	・出産後 6 か月は週 1 回から徐々に年 4 回へ	ニーズに応じて週 1 回・隔週・又は月 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・週 1 回 1～2 時間 ・合計 15～20 回
訪問者条件	<ul style="list-style-type: none"> ・パラプロフェッショナル ・学士取得者 	・パラプロフェッショナル	・パラプロフェッショナル

桐野(2011)白石(2011)・U.S. Department of Health & Human Services「Home Visiting Evidence of Effectiveness」より筆者作成

(1) Healthy Families America

Healthy Families America(以下 H F A)は妊婦・0～5 歳の子どもがいてリスクを抱える家庭等に訪問して支援を行うモデルである。また、定められた 12 の基本理念に沿って実施することが義務付けられていること、家族のストレングスに焦点を当て、その上に積み上げていく支援方法 Strength Based Approach が行われていることが特徴である(白石 2011)。

(2) Parent-Child Teachers

Parent-Child Teachers は養育者・親をエンパワーする、子どもの学業基盤形成、児童虐待防止等を目的に行われている。子どもの発達や子育てに関する情報の提供、子育てに対する疑問や不安を聞く相談相手になる、専門機関を紹介しつなぐという内容が行われている。

(3) Safe Care

Safe Care は 0～5 歳の子どもがいる、マルトリートメントのリスクのある家族に対するエ

ビデンス・ベースト家庭訪問事業である。

- ・子どもとの相互作用に焦点を当てたペアレントトレーニング
 - ・家庭の安全性
 - ・子どもの健康
- の3つの領域へトレーニングを行う。

2. イギリスにおける家庭訪問型子育て支援

次にイギリスにおける家庭訪問型子育て支援の状況について述べる。イギリスでは1999年より、ブレア政権によってシュア・スタート施策が開始された。シュア・スタートとは、「恵まれない地域に住む就学前の子どもとその親を対象とした、早期介入施策の総称」である(埋橋 2011)。そのシュア・スタート施策の中で行われた民間のひとつが活動がホームスタートである。ホームスタートとは、「乳幼児のいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者がボランティアとして訪問する活動である。1, 2週に一度、2時間程度、定期的に約2~3か月訪問し、「傾聴」と「協働」(育児や家事や外出を一緒にする)を行う家庭訪問型の子育て支援サービス」(尾島・田中 2016)である。ホームスタートの特徴は、「協働」であり、ボランティアがホームヘルパーやベビーシッターのように家事や育児を代行したりすることはなく、保護者と一緒に活動を行うことが主軸となる活動となっている。

また、イギリスにおいてもエビデンスが重視されていることから、ホームスタートは活動の有効性について各種の調査によって科学的裏付けを明らかにしており、政府の刊行物でも公にされるなど、活動の有効性に関する情報提供にも力が入れている。ホームスタートの評価方法のモデルとしては、「簡易型評価ツール」「客観性のある評価ツール」の2つのモデルが存在していることが明らかになっている(西郷 2011a)。

「簡易型評価ツール」では、ホームスタートの活動を分析して作成された13項目のニーズが満たされたかどうかについて、利用者、オーガナイザー、ホームビジターのそれぞれが事後評価として達成度をチェックする。13項目のニーズは、以下の通りである(西郷 2011a)。

- (1)子育てを応援してくれる人や仲間が欲しい。孤立感を解消したい。
- (2)子育てに関するいろいろなサービスや施設の利用方法を知りたい。
- (3)私(親)自身の心の安定を取り戻したい。
- (4)「自分を大切にしたい」という気持ち(自尊感情)や「私はこれで良い(自己肯定感)」という気持ちを取り戻したい。
- (5)私(親)の身体の健康を取り戻したい
- (6)子どもの身体の面での健康をはかりたい
- (7)子どもの心(情緒面)の健康をはかりたい
- (8)子どもの困った行動(問題行動)を減らしたい。
- (9)外遊びや身体を動かす遊び、創作活動など、子どもの成長・発達を促す機会をもっと作ってやりたい。
- (10)家族同士の争いごとやイザコザ、イライラを少なくしたい。
- (11)炊事・洗濯・掃除など、家事をもう少し上手くこなせるようになりたい。
- (12)家計について、やりくり上手になりたい。
- (13)子どもが多い、としご・双子などからくる悩みを軽くしたい。

「客観性のある評価ツール」としては、オランダにおいて行われた調査がある。研究目的は、①ホームスタートは母親の状態改善ができるか否か、そして②ホームスタートは母親と子どもの行動変容をさせられるかの2点であり、ホームスタート利用群と同様のコントロール群のそれぞれについて自己評価と観察による評価を2回にわたり行ったもので、ホームスタート利用群に養育能力の改善が見られたということが明らかになっている(西郷 2011a)。

このように、イギリスにおいても民間組織による「良質な実践の普及」が重視されていることから、イギリスの教育雇用省は『根拠に基づいた実践ガイド』(A guide to evidence-based practice)を発行し、調査などで科学的証拠が明らかなアウトリーチ(Out reach)とホーム・ビジティング(Home visiting)を導入した民間活動を紹介している(西郷 2011b)。

Ⅲ. 日本における養育支援訪問事業の特徴と課題について

1. 日本における養育支援訪問事業の特徴

日本における養育支援訪問事業の特徴として、実際の支援現場においては、「寄り添う支援」「つなぐ支援」が重視して行われていることが先行研究を通じて明らかになっている。

養育支援訪問事業の訪問スタッフに焦点を当てた研究としては、小久保(2014)や座波・倉石(2018)、谷郷・川村・寺井ほか(2018)の研究があり、養育支援訪問事業に携わる助産師や子育てOBなどの訪問スタッフへのインタビュー調査による質的研究が行われている。また、養育支援訪問事業の対象家庭へ焦点を当てた研究としては、廣田・木村・河合ほか(2015)による母親へのインタビュー調査による研究、また、元山・松崎・藤林ほか(2012)や伊藤・石田・永野(2014)による対象ケースを事例分析した研究があり、これらの研究からは訪問スタッフは専門職、非専門職ともに指導的な立場ではなく、「寄り添う」支援が行われていることが明らかとなった。

また、伊藤・石田・永野(2014)は、養育支援訪問事業において「つなぐ支援」が必要とされていると述べられており、廣田・木村・河合ほか(2015)も支援の中で訪問スタッフが地域の関係機関につないでいくための支援を展開していたことを指摘している。

2. 日本における養育支援訪問事業の課題

次に日本における養育支援訪問事業の課題を述べる。養育支援訪問事業の課題としては、先行研究より以下の2つが挙げられる。

1) 質の担保がなされていない。

日本における養育支援訪問事業の課題の一つとして、質の担保がなされていないという点が挙げられる。日本における家庭訪問型の支援について西郷(2011c)は「現在家庭訪問による支援については、その方法や経験の蓄積がすべての領域でできておらず、専門職もホームヘルパーも、ボランティアもそれぞれの地域や団体での経験にのみ基づいて事業・活動を展開している。支援の質に極めて大きな差が出ており、今後の実践上の喫緊の課題である。」と述べている。現在の日本における養育支援訪問事業は、厚生労働省により養育支援訪問事業ガイドラインが示されているものの、そのガイドライン上では、本事業について「何をするか」という内容にとどまっており、実施内容や支援の質に対して大きな差が生じている現状がある。

2) 事業の効果が十分に測定されていない

本事業のもう一つの課題としては、事業の効果の測定が十分になされていないという点が先行研究において挙げられている。西郷(2011d)による全国の自治体を対象にした養育支援訪問事業調査結果によると、事業実施上の問題点として最も多かった項目は「事業成果を数量的に集約・把握できない」であり、24.3%の自治体の問題点として挙げていた。また、木村(2014)の調査でも、ほとんどの自治体で客観的な指標や利用者評価がなされていないことが明らかとなっている。さらに、野田(2018)は訪問支援の実施上の課題として、年間の利用率のみで事業・活動の評価を行おうとする政策評価上の問題があると指摘している。以上のように、養育支援訪問事業の課題としては、事業の効果をきちんと示すことができず、また事業自体の評価も不十分であるという現状がある。

3. まとめ

以上まで述べてきたように、世界の中で家庭訪問型子育て支援を早くから行ってきたアメリカやイギリスにおいては、様々な種類の非専門家やパラプロフェッショナルによる家庭訪問型子育て支援の実践が行われている。また、エビデンスが非常に重視されていることから、支援の効果が明確な支援を実施することが求められている。

日本における養育支援訪問事業の特徴としては、実際の現場では、訪問スタッフが保護者や子どもの気持ちに寄り添った支援を行っている。しかし、質の担保がなされていないことと、事業の効果の検証も不十分な状況も明らかになった。

IV 研究方法

1. 調査方法

自治体からの委託を受けて養育支援訪問事業を行う民間団体と、養育支援訪問事業を民間に委託して事業を行う自治体に対し、半構造化面接を行った。

調査期間は、2020年8月～11月であった。

2. 調査対象と選定方法

1) 調査対象

本研究は2020年度に東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県の1都3県において自治体からの委託により養育支援訪問事業を実施して5年以上の民間団体および、5年以上民間団体に委託をして養育支援訪問事業を行っている自治体を調査対象とした。

2) 調査対象の選定方法

本研究では、機縁法、スノーボールサンプリングにより民間団体、自治体の担当者を紹介していただき、文書にて調査の依頼を行った。また、ホームページを検索し、養育支援訪問事業を実施していることが記載されている団体に対して、直接メールにて問い合わせを行い、調査の依頼を行った。なお、「養育支援訪問事業実施調査報告」(厚生労働省 2020)では、養育支援訪問事業の委託先として、①子育て支援を行っているNPOなど民間団体、②社会福祉協議会、③ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者、④その他の4つの区分が挙げられているため、本研究では①～④を総称して養育支援訪問事業における「民間団体」とし、①～③の区分をできるだけ網羅するように対象の選定を行った。

その結果、民間団体は12団体に依頼を行い、うち10団体の協力を得た。自治体については12自治体に依頼を行い、うち7自治体の協力を得た。

3. 調査手続きと調査内容

1) 調査手続き

協力の得られた団体、自治体に対しては事前にアンケート用紙を送付し、インタビュー時にその内容を参照しながら、インタビューガイドに沿った60分程度の半構造化面接を実施した。インタビューは協力者の同意を得た上でICレコーダに録音した。録音の許可が得られなかった場合は、研究者がインタビュー内容を書き取った上で、その後内容をまとめたものを協力者に読んでもらい、内容が正しくまとめられているかを確認してもらった。

2) 調査内容

(1) 事前アンケート項目

事前アンケートでは、民間団体、自治体の基礎的項目を取得するため、表4にある項目について事前に記入してもらった。

(表 4)事前アンケート項目

【民間団体事前アンケート項目】	【自治体事前アンケート項目】
団体種別 受託自治体数 実施事業種別 具体的支援内容 2019年度の訪問家庭数 支援件数 訪問スタッフの人数・条件 運営スタッフの人数 団体事業のうち、養育支援訪問事業が占める割合 団体の実施する他の事業	事業委託先団体種別 事業開始年 委託団体数 委託事業種別 具体的支援内容 2019年度の訪問家庭数・支援件数 事業担当スタッフの人数 他の家庭訪問型子育て事業

(2) インタビュー項目

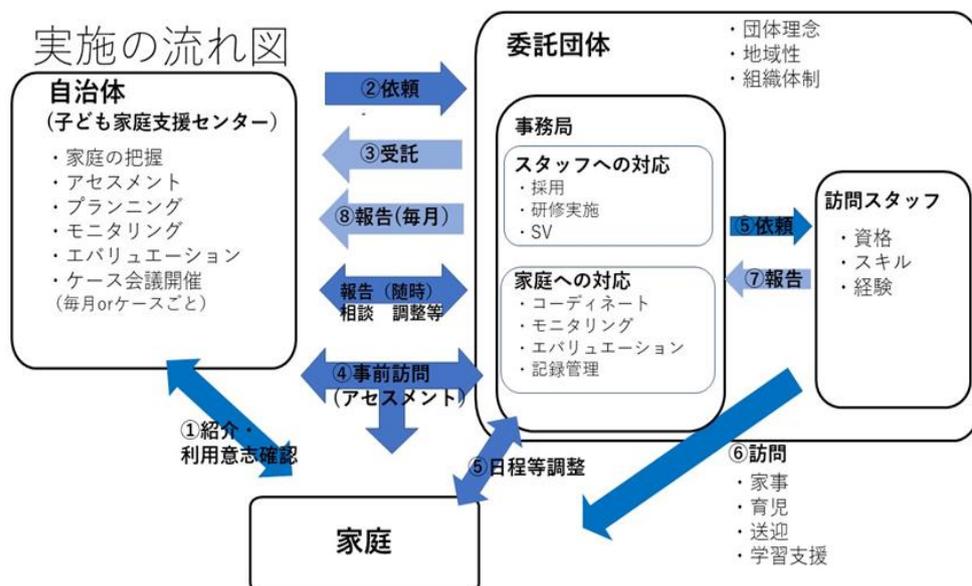
インタビューではインタビューガイドに沿って、表5にある項目についてそれぞれ尋ねた。

(表 5)インタビュー項目

【民間団体インタビュー項目】	【自治体インタビュー項目】
インタビュー協力者の組織内立場 養育支援訪問事業開始の経緯 団体の理念等 ケースの開始～終結プロセス 家庭に接するときの視点 支援を評価する仕組み 家庭にどのような変化が見られることが多いか 子どもが保護につながったケースがあるか 訪問スタッフ養成について 事業運営スタッフ体制 大変だと感じる点 苦勞している点 行政との連携方法、プロセス 養育支援訪問事業の意義 今後実践モデルや、養成プログラムを活用したいと思うか 養育支援訪問事業が拡大するために必要なこと	インタビュー協力者の事業担当部署内立場 事業委託の経緯 ケースの開始～終結プロセス 訪問期間や回数の規定 支援対象の決定プロセス 家庭に接するときの視点 支援を評価する仕組み 家庭にどのような変化が見られることが多いか 子どもが保護につながったケースがあるか 訪問スタッフ向け研修について 運営スタッフ体制について 大変だと感じる点 苦勞している点 民間団体との連携方法 養育支援訪問事業の意義 養育支援訪問事業が拡大するために必要なこと

(3)委託による育児・家事援助事業実施の流れについて

調査に際しては、このような流れで事業が行われているのではないかと考え、おおよその流れを確認するために実施の流れ図を作成し(図 1)、インタビューの際には適宜この図を参照しながら話を聞いた。



(図 1)事業実施の流れ図 (筆者作成)

具体的な実施の流れは以下の通りとなっている。

- ①自治体において育児・家事援助による支援が必要と判断した家庭に対して、事業の紹介と利用の意思確認を行う。
- ②自治体より、民間団体に対して対象ケースの支援依頼を行う。
- ③民間団体が支援の受託をする。
- ④自治体担当者と民間団体事務局のコーディネーターが家庭に訪問し、事前アセスメントを行う。
- ⑤民間団体と家庭で訪問日時の調整を行う。並行して民間団体事務局コーディネーターより訪問スタッフに対して支援の依頼を行う。
- ⑥訪問スタッフが決められた日時に家庭に訪問し、支援を行う。
- ⑦支援終了後、訪問スタッフは事務局に対し支援状況の報告を行う。
- ⑧民間団体より、自治体に対し月次の支援状況報告を行う。なお、緊急時にはその都度報告を自治体に対して行う。

3) 倫理的配慮

本研究は日本社会事業大学社会事業研究所の倫理審査の承認を得て実施した(課題番号 20-0201)。

調査の実施に当たっては、調査協力者が所属する民間団体の代表者または、自治体の事業担当部署長に対して、①研究の主旨 ②研究の方法 ③結果の公表について ④調査への協力は任意であり、調査への参加、回答を拒否しても不利益はないこと、一度同意した後でも期間内であれば同意を撤回できることについて説明し、同意書を得た。また、インタビュー協力者にも上記の内容をインタビュー実施前に再度口頭で説明し、同意を得た上でインタビュー

ーを実施した。

得られたデータは厳重に管理したうえで、ID 番号を付けて管理を行った。データの保存に関しては、調査終了後鍵のかかる場所で 10 年間保存し、保存期間終了後にデータは全て消去する。また、公表に際して調査協力者の個人・団体名、自治体名が特定されないようランダムなアルファベットを用いて匿名化した。

4) 利益相反について

本調査研究は、公益財団法人日本福祉弘済会による「2020 年度社会福祉助成事業」（以下助成事業）の助成を受けて、本調査担当者の所属先である特定非営利活動法人バディチームにおいて本研究者が実施したものである。なお、特定非営利活動法人バディチームより、本助成事業の研究成果について、本調査研究者が日本社会事業大学大学院の修士論文として公表することの許可を得ており、特定非営利活動法人バディチームと本調査担当者間で、利益相反に関する覚書を交わした上で、本調査研究を実施した。

V 研究結果

1. 調査対象の概要

本研究の調査対象と概要は以下の通りである。

【調査対象1】養育支援訪問事業における育児・家事援助事業またはそれに準ずる事業を5年以上自治体の委託を受けて行っている民間団体10団体(表6)

(表6) 調査協力団体の概要

団体種別	開始年(注1)	受託自治体数
子育て支援を行うNPO	2008年	13
ベビーシッター会社	2010年	4
子育て支援を行うNPO	2006年	1
子育て支援を行うNPO	2012年	1
ベビーシッター会社	2017年	4
子育て支援を行うNPO		
社会福祉協議会	2009年	1
ベビーシッター会社	2004年	5
ヘルパー派遣事業者	2006年	1
社会福祉協議会	2005年	1
子育て支援を行うNPO	2003年	2

(注1)2008年より前に事業を開始した団体は、「育児支援訪問事業」から引き続き受託している

【調査対象2】養育支援訪問事業における育児・家事援助事業またはそれに準ずる事業を5年以上民間の団体に委託して行っている自治体7自治体(表7)

(表7) 調査協力自治体の概要

委託先種別	事業開始年	委託団体数
子育て支援を行うNPO	2006年	2
子育て支援を行うNPO	2015年	1
社会福祉協議会	2012年	1
子育て支援を行うNPO その他	2008年頃	4
子育て支援を行うNPO	2012年	4
子育て支援を行うNPO ヘルパー事業者	2006年	2
子育て支援を行うNPO	2019年	22

2. インタビュー結果について

養育支援訪問事業を行う民間団体、自治体へのインタビューの中から、養育支援訪問事業についての考えのうち、似たような意味内容の語りをそれぞれまとめた。特に重要と思われる内容とそれを表す特徴的な語りを以下に挙げていく。

なお、内容についてはIDを伏せることで、民間団体名、自治体名が特定できないようにした。

1) ～民間団体ならではの特徴を生かして支援を行う～

民間団体が行政とは違う独自の立場で、養育支援訪問事業における「育児・家事援助」事業を行っているという意味合いの内容の語りについて以下にまとめた。

・団体によっては・家事援助において、子どもの保育あるいは家事に限定しており、利用者に対し、当該団体でできることを明確に伝え、利用してもらうという意味合いの語りについて以下にまとめた。

「自治体の方に私たちはけっこう線引きをしています。」

「最初のコーディネートで、できることできないことをはっきり使用者さんにわかってもらうのも大事だと思います。」

「ほとんどが保育なんですね。家事ではなくって、保育なんです。こちらもそのつもりで受けているところです。」

「内容も家事だけに限定されてまして、育児とか学習支援とかそのようなことは依頼内容には入っておりません」

・各団体においてそれぞれの団体の理念があり、その理念を踏まえた上で養育支援訪問事業が実施されているという意味合いの語りについて以下にまとめた。

「子育て中の、あらゆる親を支援しましょうねっていうところが、団体としてのミッションっていう風に思っています。」

「お母さんたちが少しでも負担が減ればいいよねっていう方針」

「子育てしやすい社会を作る」

・行政機関の関わりを拒否している家庭でも、民間団体としての立場から支援に入ることが可能であるという意味合いの語りについて以下にまとめた。

「児相だったり子家センを拒否の場合でも、Aの何とかさんならなんていうことがあったりするんで」

「でも、養育支援だけは入れてくれて」

「行政の職員は、イコール引き上げられちゃうっていう思いがあるから、絶対入れないっていうようなケースがあつて。」

「行政の立場で入ることが難しい家庭もあるが、ヘルパーの訪問でやっと支援に繋がられる家庭もある」

・行政からの委託を受けた団体によって事業を行うことで安心感につながるという意味合いの語りについて以下に示した。

「行政の事業なんだよっていうところで。保護者が、安心して使えますよっていうところが、あると思うんですよ。信頼して下さるとか。」

・今回調査協力が得られた団体は、養育支援訪問事業以外の他の事業も行っており、他の事業の利用者に対しても、必要性があれば養育支援訪問事業につないで支援することも行うという意味合いの語りについて以下にまとめた。

「養育支援の前に、ホームビジターを使った方が。気軽にね、ボランティアさんで利用できるのがあつて、ちょっとまたそこから何となく一緒にできない代わりに行ってあげる養育支援。」

「支援がブツンブツン事業ごとじゃなくてやっぱり繋がってないと駄目ですよ。」

「産後事業から養育支援に切り替わったお宅とかもあるので」

「ご相談に来られた方がいらっしゃって、これはちょっとここにあてはまるかもしれないなっていうご家庭があつたら、ちょっと『自治体のほうに相談してみたらどうですか』っていう風に」

2) ～大きな解決につながらなくても、訪問すること自体に意義がある～

支援に際しては、この事業だけで大きな改善をすることはできないが、訪問すること自体に意義があると考えているという意味合いの語りが聞かれた。以下に具体的な語りの内容をまとめた。

・本事業だけで家庭の課題を解決はできないと考えているという意味合いの語りを以下にまとめた。

「養育支援だけで何とかするっていうのが難しいところも実際は少なくなく、あると思います。」

「正直言ってそうそう変わらないですよ。」

「元々の課題が解決されないのに、養育支援がいくら継続的に入ったって、何か本来の目標の達成にはならないよ。目標っていうか、課題の解決にはならないんじゃないかなあと。」

「根本的なところの変化ってなかなかやっぱらないのが現状かなと思っていて。」

- ・ 支援に際しては改善を求めすぎない方が良く考えている意味合いの語りを以下にまとめた。

「何かこう大きく改善しなきゃいけないんじゃないかなっていうか、あとはそうですね、何か解決を急いだりとか改善を急いだりする人っていうのも難しい。」

「変化を求めたりとか、何か良くしてあげたいと思う人は向かないかもしれない。」

- ・ 訪問すること自体に意味を感じているという意味合いの語りを以下にまとめた。

「顔、1週間1回、出すだけでも違うんだよとか。」

「行っていただくことだけでも意味があるんですというようにお話をして。」

「それでもやっぱり行ってることに意味がある。」「行ってるからこう、例えば何も問題がなさそうに見えるみたいなパターンも逆にあったりはして。でもそれは行ってるからこそ今の現状なので」

- ・ 支援の過程で子どもが保護になることがあっても、支援がうまくいかなかったと捉えないという意味合いの語りを以下にまとめた。

「本当は子どもにとって、一旦離れたほうが、親とですね、離れた生活ができるといいんじゃないかっていうに感じる場所がありますね。」

「保護されることに関して、マイナスというよりは、保護できたんだからっていうことで。子どものためです。」

「保護になったっていうこと自体が、いろんな課題の整理ができるっていう側面もあるので、ある側面から見ると、支援が前進したっていうふうに捉えることもできるので。必ずしも、保護につながったイコール大変だったっていうことではなくて。」

・全ての家庭がこの事業を肯定的に受け入れているわけではないということを理解して支援に入ることが必要であるという語りの内容を以下にまとめた。

「要支援受けているっていうこと自体がちょっとマイナスに捉える方もたくさんいますからね。」

「事業者が私のことを虐待扱いしているみたいなの。」

「私たちが入ることでマイナスに捉えられないように、人が来なきゃ生活できない家みたいな思いをさせないようにしたい」

・相手の家庭の中に入って支援を行うことが、この事業の特徴であるという語りを以下にまとめた。

「家庭の中ってなかなか入り込めないところなので、そこがヘルパーが支援する目的で入っていくところ」

「相手の城に入って行って自分の持てる力をちょっと小出しにしながら支援していく」

3) ～臨機応変に対応し、対象家庭を尊重して関わるができる訪問スタッフ～

訪問スタッフについては、

「スタンスというか、人間性みたいなところがやっぱり大きいかなって思いますね。」

「あとは本当に経験よりも人柄なので。」

「人柄とか資質も見るって感じですね」

「あとは人柄とかをちょっと面接のときに見させていただいて。」

等、人柄が重要であるという意味内容の語りが見られた。ここでいう人柄とは、この事業の訪問スタッフとして適した人柄のことを指す。訪問スタッフとして重要な人柄について、インタビューの中から特徴的な語りを以下にまとめた。

・それぞれの支援の場で訪問スタッフには臨機応変な対応が求められているという意味合いの語りを以下にまとめた。

「臨機応変さみたいなことは大事にしています。」

「その場その場で変えられるヘルパーさんっていうのが、一番いいのかな。」

「何があるかわからないので、行って見ないとどんな支援があるかわからないので」

「柔軟に対応していただけるかなってところ」

- ・家庭の状況を良く見ることが必要であるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「全体的に子どもの観察ができる人がいいかな。」

「やっぱり変化を見過ごさずに対応できる人」

- ・支援に際して訪問スタッフは指導的な立場にならないような関わりが望ましいという意味合いの語りを以下にまとめた。

「指導よりも支援ってところでやっています。」

「なるべく、上からお話をするっていうことはないですね。」

「自分の言いたいこと、『こうしたらいいのよ』『ああしたらいいのよ』ってばかりいって
いないかしらみたいところは、ちょっと見ちゃいます。」

- ・その家庭のやり方や考えを尊重しながら支援することが大切であるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「ご家庭のやり方に合わせながらってところは意識してもらって。」

「他人を尊重できるかというところは結構大きくて」

「洗ったほうがいいなって思っても、洗濯済みだって言われたら無理に洗濯の方にもってかない」

「メインはそこに住んでる人たちですよ。なので、余計なおせっかいすぎないように。しての方がいいなって思うものも、捨てたほうがいいですよって言うような押し付けにならないよう。」

「ご家庭のやり方を尊重しながらってことは大事にもらって。」

- ・自分の価値観にこだわらず家庭を見ることが大切であるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「自分の価値観とか判断を一旦その、白紙にしてというか、それで向き合える人。」

「自分の価値観にこだわっていない人ですね。自分の価値観を置いて家庭の支援をできる人。」

「考えが偏っているというか、ご自身の中で固まってるような感じがあるっていうところが無い」

・訪問スタッフが家庭に感情移入しすぎてしまうと、支援が難しくなるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「ちょっと入りすぎちゃってみたいなのは時々あったりとかね。」

「感情移入しちゃうと自分で抱え込んでしまうんですよ。」

「感情が先に行ってしまう方は自分が苦しくなると思う。」

「真面目過ぎちゃったり、責任強すぎちゃったりすると、私とてもじゃないけど、このうち責任取れないわって引いちゃうのが往々にしてあるので。」

「自分が一步下がって全体を見るみたいなのがちょっとやっぱりできなくて、感情だけが先に行つて。」

・過去に大変な経験をして、それを自分の中で解決した上で支援にあたるのが大切という意味合いの語りを以下にまとめた。

「凄くやっぱり大変な経験をされた方も多くなっていく感じちょっとあります。」

「やっぱり続かなかった人の中で、最初はそういう思いや勢いがあっても、自分もちょっとしんどくなってしまうなって感じたりとかすると難しいですね。」

「結構ご自身の経験の中でも抱えているものがある方がいらっしゃるんで、そこがちゃんとご自身の中で解決できているのか、まだちょっと悩まれている段階なのかっていうところは結構見させていただいたりします。」

・保護者とうまくコミュニケーションを取ることが大切であるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「その辺のコミュニケーションは慣れてないと難しいと思うんですね。」

「うちにきている案件は、全部保護者対応のような気がする。」

「コミュニケーション能力が高い人っていうところは、あると思うんですけども。」

4) ～家庭全体に介入し、家庭の養育力を上げていけるような働きかけ～

訪問スタッフが支援の中で家庭に対して行う具体的な働きかけ方法について語られた内容を以下にまとめた。

・本事業は訪問スタッフが家事・育児の肩代わりを行うのではなく、ツールとして介入するという意味合いの語りを以下にまとめた。

「やっぱり楽な方法を覚えて手伝ってくれる人っていう風に、ただただ、そういうためっていう風に思われたらちょっと違うのかなとは思っています。」

「『この方たちに家事の援助は必要なの?』っていう、遠くから入られるヘルパーさんもすごく多いんですけども、その家事を手伝うっていうのが、ツールっていうんでしょうかね、訪問するための一つの理由付けであって。」

「家事を補完するとか、養育を補完するとかいったものではないので」

「家事を一方的に支援員がするのではなくって、その家事がお母さんができるようにするというのが、やっぱり養育支援の目標であると思うので」

「いわゆる高齢福祉とか障害福祉の、代わりにやってあげる支援じゃないよなって。」

・支援の中で訪問スタッフと保護者が一緒に家事や育児を行っているという意味合いの語りを以下にまとめた。

「何かを教えるということではなくて、一緒にやっけていくっていう形を取っています。」

「危険が回避できるようにアドバイスして一緒に片付けるとか、3カ月たってみたら『少しずつきれいになったね』みたいなの。」

「事故予防の面で整理整頓がご本人も少しできるようになるといいなっていうところで、一緒に取り組むとか。」

・支援の最中に訪問スタッフが実際に子どもに接する様子を保護者に見せることで、保護者の手本となるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「お母様にお手本を見せていきましょってお母さんを否定せず、お母さんが怒った後にお子さんに、例えばフォローでお母様の機嫌を逆なでしない範囲で、『お母さん今何で怒ったかわかる?』ってちゃんとお子さんとも語り合うとか、そういうことを見せてるうちに、お母様が、あ、そういう言い方をすればいいんだと思ったらしくて、その後からシッターさんの言葉を使うようになったということがあります。」

「何かもう目先のことで、もう胸いっぱいになっちゃってるから、それ、普通だったら、きつとすんなりと入れられる人が入らなかった。なので、支援者が『こうやるといいよ』って実際見せてあげるんですね。そうすると『ああ、何だ、簡単だわ』」

「例えば親御さんの代わりに抱っこしてあげてあやしてくれてニコッと笑ってる姿を見せてあげると、あ、こんなふうにといいんだなって。」

- ・ 保護者の話を良く聞くという意味合いの語りを以下に示した。

「お母さんたち、いっぱいいっぱいなんですよ。そんなときに自分のやっていることが果たして本当に合ってるのかとか、そういった少しずつの心配ごとが結局いらいらにきてたりとかするんで、どちらかというとお母さんの話、聞いてあげることが多いですかね。」

- ・ 支援の中で訪問スタッフが保護者の頑張りを認め、気持ちを受け止めるような言葉がけがなされているという意味合いの語りを以下にまとめた。

「兄弟育児って大変ですよ。どうしても上って求めちゃいますよね。って言った瞬間お母様ブワッと泣き出して。」

「『お母さん頑張ってるね』って言ってあげるだけで、ばあって泣きだしたりとか。」

「ちょっとでもその親御さんが頑張ってきた時って、そばにいる人がすごいねって褒めてくれたら、やっぱりまたちょっと頑張ってみようかなって思うじゃないですか。で、なかなかシングルであったり親との関係が不調であったりする親御さんが多い中で、ほんとに些細なことなんだけど、そうやって褒められるとすごくうれしいんですよ。」

- ・ 訪問スタッフが保護者の抱えている問題を共に一緒に考えようとする姿を見せるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「寄り添って一緒に歩むっていう、そういう立場ですかね。一緒にいるんだよっていうところだったりとか、その孤立しがちな子育て中で、そうじゃないんだよっていうところを気付いてもらいたい。」

「家庭の問題を社会の問題として捉えるっていうのが、やっぱり寄り添うですよ。」

・子どもに対し直接働きかけることで、子ども自身が成長していくことを支援するような関わりを行うという意味合いの語りを以下にまとめた。

「子どもたちにお母さんの対処法を教えます。」

「ほら、これどうすんの、これ。怒られないためにはどうしたらいいの？みたいな。ていうふうに子どもたちに教えてく。あと時間帯の使い方とか。」

「親はもう無理だから、子どもたちに片付けなさいっていうのを口をすっぱくして言ってるヘルパーさんもいて。」

・訪問スタッフが親と子の間を取り持つ仲介役になるという役割も果たしているという意味合いの語りを以下にまとめた。

「親子の間に入れる役割も団体の経験からできるんじゃないかなっていうのはすごく感じます。」

「そういうのって多分、優しさなんだと思うんですけど親に言えないんですよ。だったら仲介役で私が入ってあげて『お母さんごめん。なんかね、これが駄目みたいよ』って言ってあげることによって『そうなの？早く言いなさいよ』みたいな。」

5) ～支援の意義について～

インタビューの中で養育支援事業を行う意義と感じるということについて語られた内容を、以下にまとめた。

・家庭に支援に入ることで保護者の精神的、身体的な負担の軽減につながるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「熟睡して子どものこと忘れられる二時間あって、っていうことで、もう家に入って来る前の顔と後の顔が全然違ったり、この二時間のために私は生きてましたみたいな言葉を聞くことは少なくなかったですね。」

「お母様の負担を軽くできた時ですよ。精神的な負担っていうところにサポートできてるなっていう。」

「ほんとに心のケアですか、負担軽減してあげてっていうところ」

「第三者が入って安定した大人がお子さんに関わるであるとか、ちょっとしたことだけど、それでご家庭の負担が軽くなったり」

- ・ 保護者と訪問スタッフの信頼関係ができるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「お子さんが元気になったり、変わってくると親御さんもそこはうれしいし、信頼してもらえることがありますし、逆に、親と仲良くというか信頼関係を築けてるなっていう訪問スタッフさんがいることで、子どもの安心感にもつながるし、こう相乗効果みたいなものもあるかな。」

「入ることによって、少しずつ関係性が、入っている者と、出来上がってくるっていうところがあるので。」

「同じ者が行って信頼関係ができてくることで、変わってくるといいなというところですけども。」

- ・ 支援を受けたことで、保護者が他の人に頼れると思えるようになるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「自分一人でやってるじゃなくて、何かあったら頼れるような。みんなで子育てをしてるんだっていう風に思えてもらえたりとか」

「人を頼ってもいいんだよっていうように、保護者の方が思えてくるっていうところなんじゃないですかね。」

「支援を受けることで、すごく子育てに前向きに取り組まれるようになったり、人に頼っていいんだなっていう感覚を身に付けられたりとか。」

- ・ 支援に入ることによって子どもが成長するという意味合いの語りを以下にまとめた。

「小学校だったお子さんたちが高校生になった時に、外にアルバイトに行くようになって、『あれ、うちと違う』ってことに気付いたんでしょうね。高校生のお嬢さんが片付けるようになって、少しずつ改善してきてる。」

「子どもが変わるのが、一番、解決につながるというか、支援が終わるのにつながるかなっていう部分でいうと、今までの登校支援なんか、そういう意味では、子どもが学校に行かなくなってしまう意識が少し芽生えてきて、ヘルパー入らなくても行けるようになった。」

「学習支援で入ってくださったので、そこできちんと高校に入れたんです。そのおかげで彼は高校3年間主席で出て、とてもいい企業に就職をして、ネグレクトのご実家から出て、今きちんと立ち立ちができています。」

・支援に入ることによって家庭の中の状況が良く見えるようになる意義があるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「その問題点は何なのかっていうのを、探るって言ったら変ですけども、訪問をしながらどういいう手助けが必要なのかっていうのを、家事をお手伝いすることを通して情報収集してくださいって」

「具体的に家事・育児支援をやる中で、家の中が見えるようになってきてっていうプラスはあったね。で、逆にそれによってリスク判断ができるようになったっていうのはあった。」

・この支援をきっかけに家庭を行政の他の事業につなぐということができるとい意味合いの語りを以下にまとめた。

「障害でヘルパーとか、他のサービスにつないでいくようかなっていうところかなとは思いますが」

「支援に入っているいろんな問題点が見えたときに、それをいろいろな社会資源に繋げていくことができる、さらにもっと充実した支援ができる」

「他の行政のサービスにつなげるっていうところの役割もあるのかと思う」

・支援が入ることによって家庭が孤立することを防ぐことができるとい意味合いの語りを以下にまとめた。

「孤立の部分が、少しでも解消されてるところがあったりとか、親でも子でもですね」

「今はどちらかというと、そういうところの人間関係も薄くなっちゃったりするので、そんなところを補う制度でもあるのかなと思ってます。」

・支援が入ることによって、まずはその家庭の中の直接的な虐待を防止することができるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「虐待家庭は継続的に人が入るっていうことで、ある程度発見につながるってことは正直あります」

「虐待防止っていうのが一番メインの活動になるので、3カ月、6カ月で取りあえず虐待はしないで済むような環境づくりまではしたいなと思ってます。」

・支援がきっかけとなり、支援が終了した後もその家庭に対して良い影響を与え、その経験を将来的に生かすことができるとい意味合いの語りを以下にまとめた。

「いったんそういうことを経験していると本当にまた困った時とか、SOSが発信できるなっていうのもあって」

「今芽が出なくても、いつか子どもが成長したときに何か、そういえばああいう人がいたとか、何かあの時こう、片付けとかでも、片付いた状態を知ってるってだけでも、やっぱりこう。」

「お母さんが片付けられなくても、そういう環境にいた子でも、片付けられるんだっていう、そこが分かるっていうことで、変な連鎖が起きないで済むっていうことはありますよね。」

・支援を受けた人が将来的に支援する側に回るという循環型の仕組みができるという意味合いの語りを以下に示した。

「循環型っていうか支援された人が支援側に回るっていう。それ、長年10年ぐらいやってないとそういう形って生まれてこないですけど」

6) ～コーディネーターの役割について～

養育支援訪問事業のコーディネーターが、コーディネート業務を行う中で求められることについて語られた内容を以下にまとめた。

・色々な家庭があることを認め、特別な目で家庭を見ないという意味合いの語りを以下に示す。

「やっぱり多様な家庭があるってことを認め、特別な目で家庭を見ない。」

・訪問スタッフに対しても自分の価値観で判断しないことが必要であるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「一旦切り離して、コーディネーターとして他のパートナーさんを見守ってサポートできるようなことが必要なのかな。何か自分がこれだけできたのになんて思っちゃってね。自分だったらこうするとかね。」

「シッターさんにフィルターをかけないって言うか、自分の色眼鏡をかけないっていうところはありますね。」

・コーディネーターも自身の感情を交えずに関わる必要があるという意味合いの語りを以下に示した。

「例えば『こうこうこういうことが課題です』って言えばいいことだけなんだけど、そこに自分の私的感情を加えて、行政のスタッフさんとやりとりしてるのを見ると『それはあなたの感情よね』って、こっそり心の中で思うときもありますね。」

- ・コーディネーターには頭の切り替えが必要であるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「忘れられる人がいいです。息抜きをできる人じゃないと、多分難しいと。考えちゃう人は、多分、暗くなっちゃうと思うので。」

「全員、多分、オン・オフは、しっかりやってると思います。じゃないと続かない、辞めていくと思います。」

- ・コーディネーターには柔軟な対応が求められるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「間に挟まれちゃう立場でもあるので、そこがタフで柔軟に動けたりするといいかなって思います。」

「柔軟に受け入れるというところは今のところのスキルになっていますね。」

- ・コーディネーターは広い視野を持つことが重要であるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「社会の中で起こる困ってる事っていうのは、やっぱりキャッチしていく」

「見通せたりとか、予測できたりとかするような力があったり」

「色んな、何か客観的にだったりとか、全体を把握したりとか。」

- ・コーディネーターが訪問スタッフと利用者と自治体の間の仲介役の機能を果たしているという意味合いの語りを以下にまとめた。

「結構ワーカーさんと利用者さんと自治体っていうところの間に入る立場だと思う」

「それぞれの意見をちゃんとくみ取って、うまく間に入るバランス感覚」

・訪問スタッフと丁寧にコミュニケーションをとることが重要であるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「多分、普段の話の中で情報を。この人、困ってるんだとかっていうところは話してくるので、報告書にないことで、言うことの情報のほうが多いですね。ただ、決まったことしか、多分、文章上は出てこないケースがあると思うので。普段、何気なく電話連絡をしているところに、言ってくれることのほうが、すごく大きな意味があったりするんじゃないかなっていうふうに思ってますけれども。」

「やっぱり支援員さんからの報告は、やっぱり懇切丁寧に聞かなきゃいけないし。で、記録も得意な方とそうじゃない方いるんですけども、記録も文字として表現できなくても、訴える力っていうのを持って人がいらっしゃるので、それ聞き出して、ちょっと記録に足し込んだりとか」

「ワーカーさんもいろんな人がいるので、そこにこう、それぞれに合わせた伝え方であったりとか、やっぱりワーカーさんが悩んでないかなっていうところも、多分、ほんとはもっと密にコミュニケーション取ってくみ取れたらいいのかな」

7) ～訪問スタッフをバックアップしていく仕組み～

民間団体が訪問スタッフに対してどのようにバックアップを行っているかという内容についての語りを以下にまとめた。

・コーディネーターが訪問スタッフの話をよく聞き、密にコミュニケーションを行うようにするという意味合いの語りを以下にまとめた。

「コーディネーターごとに、全ての話は聞けるようにしてるので、そこまで内容は分からないとしても、話は必ず聞くようにして、解決できるようにする」

「やっぱり、こちらも気になるケースはかけますし、1回の電話が、短い方で30分ぐらいというぐらい。もうあつという間に1時間なんていうのはざらですからね。」

「いろんな人がいるので、そこにこう、それぞれに合わせた伝え方であったりとか、やっぱり訪問スタッフさんが悩んでないかなっていうところも、多分、ほんとはもっと密にコミュニケーション取ってくみ取れたらいいのかな」

・訪問スタッフが集まる場を作り情報を共有する機会を設けるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「日頃どんな活動してるかを支援員同士で情報交換したり、一緒に頑張ってる仲間がいるよみた

いなのを、ちょっと味わってもらうためにプログラムを組んでいます。」

「研修のときに他の訪問スタッフさんと情報を共有したりする時間もつくっているのですが、結構、他の訪問スタッフさんの話聞ける機会がなかなかないと抱え込んでしまうという話すごくあるので、そういうところで共有して発散してもらってっていうのはしています。」

・コーディネーターは家庭の状況や訪問スタッフと保護者の相性を良く見極め、時にはスタッフの変更なども行うという意味合いの語りを以下にまとめた。

「別な者を手配することもあります。こちらのほうが良いと思っていたものが、やっぱり、やっけるうちに違いますっていうふうにおっしゃるケースも中にはありますので。そこが、一番難しいですかね。」

「そういう方は途中で交代してみる。で、別の方行くと、案外馬が合って、とんとん拍子にいくなんていうのもあったりしますので、やっぱり時に見直しは必要なんだと思います。」

「ご家庭によってもう絶対、あんまり何人も入れ替わるのは嫌っていうご家庭と、比較的、もう誰でもいいから来てくださっていうご家庭もあるので、そこはワーカーさんがどれくらい長期的なスパンで活動できるかっていうところと、ご家庭のほうでどういうご希望かっていうところを照らし合わせて、あまり定着しなさそうかなっていうワーカーさんだったらちょっと、誰でもいいわっていうふうに言ってくださるご家庭ご紹介して、ちょっと固定の方がいいわっていうご家庭だったら、『固定でお願いしたいっておっしゃってるんですけど、長期的にお願いしてもいいですか』っていうふうにご相談をして。」

・家庭によっては固定の担当者ではなく、複数名のスタッフで訪問ができるようにしたいという意味合いの語りを以下にまとめた。

「2人は組み合わせたいかなっていうふうには、思っています。うまくマッチングできるときは、1人でも済むのかもしれないけれども、お迎えの1時間だったら、大丈夫かもしれないとか、いろんなケースがあると思います。でも、複数で持ったほうが。」

「本当は数名で交代できればいいんですけど」

・家庭に入る訪問スタッフの精神的なケアを大切にするという意味合いの語りを以下にまとめた。

「そこに入るヘルパーさんの気持ちも大事にしてあげたいなって、一応バランスというか。」

「やっぱり、そこって一番大事なところなので、一生懸命アドバイスしたり『一緒にそばにいるよ』っていうのを伝えていくっていうのは、ほんとに大事だなあと思っています。」

・訪問スタッフも家庭を支援するチームの一員として位置づけるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「行政との会議だったり、特に訪問スタッフを主とする会議はこれはかなりスーパービジョンとしても、有効だなんていう風には感じます。」「今後の方向性とか、その辺も含めて話し合ったりとか、相談できたりとかする体制が本当に必要になってくるかなって。」

「現場の支援者も、この事業自体行政の委託でもあり、その行政の担当者から、こう労ってもらうのもそうだし、評価されたりとか、直接その相談を聞けたりとかっていうところで明らかに納得感が得られるというか。」

「もうちょっと専門職としてきちんと認めていただいて、利用者中心に多職種連携ができるような形を取ってもらえたらいいなと。そのほうがやはりいい支援、いい自立支援に結び付いていくのかなと思います。」

8) ～家庭のなりたい姿を利用者、民間団体、行政で事前に共有する～

支援の目標の共有の重要性についての内容の語りを以下にまとめた。

・養育支援訪問事業が行政の人手不足を肩代わりするという目的で使われてしまうことの危惧という意味合いの内容の語りを以下にまとめた。

「養育支援が入っていれば安心みたいな感じだと放置されがちなところがあって、そこは、まめにやっても。」

「行政がね、自分たちが入っていけないから人を入れるって、お客様、利用者さんにとってもやっぱりハードルは低くなるのはいいと思うんですけども、そこで止まっているんですよ。その先って、結局求めてたのは人を入れることを入れることで終わりじゃないんじゃないかっていうのは常に思っています。」

「ただ家事だけやって、何かあったら報告してっていうところだけだと、なかなか改善につながっていかないかなということ強く感じています。」

「『行政が行けない代わりに、見守る目としてだけで行ってらっしゃい』みたいなのは、ちょっといただけないですね。」

・支援に際しては利用者、行政との間にそれぞれ支援に対するギャップが生じており、そのギャップを無くしていくことが必要であるという意味合いの語りを以下にまとめた。

「利用者さん自身がほんとにいろんな方がいてあれなんですけれども、家庭児童相談所が関わっている意味を利用者さん本人が分かっていないっていう方もすごく多くて、単に家事とか育児の

お手伝いに来てくれている捉え方をしてる方もいるので。」

「やっぱり入ってる間にしっかりとなぜ手伝ってもらってるのかっていうのをお母さん自身が自覚をして、自分で頑張れるところは頑張らなきゃいけないっていうふうに思ってもらえるような入り方をしたいんですけども。」

「行政が見た必要性和、本人が感じている、対象者が感じている必要性っていうのが、この養育支援ってギャップ大きいじゃないの。それをいかに縮めるかっていうのは、すごく大変なことじゃないかなあと思うんですね。」

「支援の必要性が、さっきも言いましたけども、役所として必要な視点、それから家族が望んでいることのギャップがあり過ぎると、支援継続するのは難しいので」

「家庭の中でも、親御さんはこうしてほしいけどお子さんはこうしたいとか、何かそういう意向が違ったりするので、そこをじゃあどう支援するのが正解なのかなとか、」

・利用者自身になりたい姿を言語化してもらい、明確化するという意味合いの語りを以下にまとめた。

「ご本人たちにも、こういうふうになりたいというワンフレーズですけども、書いてもらうようになったんです。で、それは私たちが言い続けてきた結果かなと思ってんですけども。大事ですよ、お母さんがどういうふうに、どういうふうになりたいのかって。離乳食がうまく作れるようになりたいとか、子どもの障害はこのままでいいのかどうか、何か自分たちでやり方を変えたほうがいいのかどうかを知りたいとか、書いてくれるようになった。書式を作ってるんです。それって大きいなと思うんですよ。」

「それはやるべきかなあと。これからの養育支援の在り方ですよ。そうすると、行政サイドが必要性をではなくって、パパやママに、今の自分たちの家庭に何が欠けてて、だから何が必要なのか、自分をもう1回、自分自身が見直すきっかけにもなればすごくいいんじゃないかなと思います。」

9) ～行政と民間団体で、情報共有の仕組みを作り連携し合える体制を作る～

行政と民間団体との間で連携体制の構築を目指す内容についての語りを以下にまとめた。

・コーディネーターが行政の担当者と直接やり取りをしたいという意味合いの語りを以下にまとめた。

「ある地域では担当のケースワーカーとは直接やり取りができないみたいなのは、本当に色々滞ったり、やりにくさがありますね。それは、以前もそうなんですけど、やっぱり、かなりその担当のケースワーカーの人との直接のやりとりと共有、連携が凄く大事だなと改めて感じるがあります。間にこの事業全体の担当者みたいな人が入って、中途半端な情報の中でのやり

とりだと、本当にそこがうまくいかなかったり。」

「現状は何かあったときって、窓口であるAさんを通して家庭児童相談所とやりとりをしてってなっているんですけども、そこが直接やりとりができるようになればもう少しスピーディーに対応ができるのかなと思うときがあります。」

・定期的に個別ケース会議をすることが良い支援のためには有効と感じるという意味合いの内容の語りを以下にまとめた。

「ケース会議を定期的にやってる地域はまだ少なく、本当に依頼ケースも様々ではあるんですけども、やっぱり会議をする意味は凄くありますし」

「会議だったり、ミーティングだったり、情報共有とすり合わせみたいなのはもっともっと必要だなと思いますし、そうですね、うん、それはもっと増やして行ってほしい、行きたいところですね。」

「月に1回。で、新規のケース、終了のケース、支援を延長するケースとかの事例を全部出し合いまして、要対協の関わるケースについては担当者が下りてきてというか、参加して、その場で意見をして。そうすると、私たちは養育支援訪問事業のことだけ以外にも、いろいろとこういうところを、今、例えば『児相が関わってます』とか『家族の支援をしています』とか『指導しています』というのが共有できるので、全体としては情報共有ができますので、よりよい支援には結び付きやすいと。」

・自治体の担当者も家庭を実際に訪問してほしいという意味合いの語りを以下にまとめた。

「現場に子ども家庭支援センターのワーカーの人も行ってもらう。」

「見てきてくださいって、そんな感じ。」

「ヘルパーさんのほうから出てたのは、支援をしているときに、独自で家児相が利用者さんの所に訪問とかモニタリングしたりしてると思うんですけども、援助に入っているときに、どんな様子で生活されてるのかみたいなのも、ちょっと見にきてもらうと状況が見えるんじゃないかなというのも提案されたことがありました。」

「やっぱり行政さんも行ってもらいたいなと思います。私たちが見る視点と、行政は行政の役割があるので、そこはちょっとお願いしたいんで。」

・支援を開始する前にもう少し情報を行政の方で収集しておいてもらいたいという意味合いの語りを以下にまとめた。

「いろんな人からの情報がもらえたほうがより適切なサービスができるんじゃないかなと思うんですけども、自治体のほうではそこまで介入できないって言われることがあるので、その辺りどこまで、きちんとしたモデルというか、どのように情報を集めて支援を開始するかとか、きちんとしたものが出来上がっているともうちょっとやりやすいのかなって思います。」

「経済的なものが基盤にあって。買えるものが買えて、食の確保ができて、洗濯だってできてっていうようなところを『じゃ、収入は一体どれぐらいあるのかな』とかっていうのは、養育支援入れる前にちょっと調べてほしいなみたいなどころって大きいですね。」

・行政の内部でも情報の共有をもう少し行ってほしいという意味合いの内容を以下にまとめた。

「担当者がいないときに全然連絡が付かないときがすごくあって、今伝えたいんだけどっていうことがあるんですけど、そういうのもなかなかうまく連携取れなかったりするので、そこを家児相のほうで情報の共有をある程度しておいてもらえるといいのになって感じることもあったりとか。」

「私たちは、自分が担当してない、行ったこともないっていても、電話があればとことん対応しますよ。でも、役所って『こうこうこうです』って言ったら『今、担当者いません』って平気で言いませんか？『分かる人いないんです』って。分かる人いなくて、何で外部の団体にこんな大切な事業を、じゃあ委託すんのって。やっぱり電話に対しては懇切丁寧に対応していただきたいです。で、役所の中も丸見えなので「連携取れてないんじゃないですか」なんて、私ははっきり言いますから。」

・自治体も民間団体側からの密な連絡を求めているという意味合いの語りを以下にまとめた。

「要は悪い情報がすんなりすぐ来る体制になってればいいのか。別に安定してる時は特にみんな心配ないんだけど、なんか危ないんだけどそれをA団体さんが抱えたりとかってなければいいし、逆にうちも何かつかんでた情報が支援に入る人に一定程度伝わったりしてれば、なんか、リスク感共有って言うのかな、その辺りがうまくいってればいいのか。なっていうふうには思いますね。」

「特に支援開始初期については、最初の計画通りに訪問できないことがあったら、子ども家庭支援センターの方に連絡をもらうとか、密な連携が欲しい。」

「業者さん、やっぱり連絡、何ていうんですか、事務方がはっきりと事務所に固定されてればいいんですけど、自分もヘルパーとして動いてらっしゃる方もあるので。」

「そうすると、ちょっと急ぎよ連絡が取りたい場合とか、あとマッチングのときもそうなんですけど、連絡を取りにくいっていうようなところはあります。」

10) ～連携体制を作り、質の高い支援ができる仕組みづくり～

今後養育支援訪問事業の質を向上させていくために必要となる事柄についての語りを以下にまとめた。

- ・他の団体とのつながりはないが、是非他の団体と繋がる機会があればいいという意味合いの語りを以下にまとめた。

「横のつながり、そうですね、全然、殆ど無いですね。それも何か、そうですね。そういう繋がりがね、できると発展するに向かってね。」

「養育支援のやってる事業所のネットワークって聞いたことがないので。だから、本当はそういうネットワークがあって、他とそういう相談できるような機会があるといいのかなって」

「自分のところがいろんな課題、組織として、運営としてうまくいかないなあとと思うときに、やっぱりいろんなところ参考にしたいじゃない。でも検索すんですけど出てこないんですよ。」

「全体交流会みたいな、そんな名前でも構わないので、「集まれ」にして、そこで何かグループ討議なんかしたら、こういう書いたことがいっぱい抽出されるんじゃないかなあ。」

- ・色々な民間団体がそれぞれの団体の強みを生かして事業を広げていくことが望ましいという意味合いの語りを以下にまとめた。

「やっぱりベビーシッター会社であれば、乳児さんとか、新生児さんと乳幼児さんとか強い部分があると思うし、ヘルパー会社だと、精神疾患であったり、家の中がすごい状況だったりとか、家事に強かったりとかあったりすると思うし、そういうところもうまく世の中の的に活用してというか、ちょっと手伝ってもらいながら、やれるように広がりができると。」

「やっぱりそれぞれのその専門性のある部分もあるし、お客様に対してとかっていう企業のクオリティの高さもあるし、だからそこがその、安心して何かできるようなツールみたいなツールとかマニュアルというか、今この調査研究がその行政側とあとその運営する法人側になんか提供できて、でお互いそこが安心して繋がっていったりとか広がっていくといいなと思う風に思います。」

- ・行政と一緒に支援内容マニュアルを作って、それを元に支援を行うという意味合いの語りを以下にまとめた。

「互いに意見を出し合って。この定例会で。元々ちっちゃいものだったんですよ。何か両面ぐらいだったものが、年々やって、今、4ページか5ページぐらいあって。」

「厚労省のフォーマットをぽつと自治体バージョンに変えたようなもので、訪問支援の在り方と

か、こういうケースにはこういうサービスが、支援をしたらいいみたいなのが、基本ベースとしてあるんです。なので、それが支援内容マニュアルなんです。」

「聞いてくれたのがすごくありがたいですね。で、あと、受託の条件に結構それを組み込んでくださる。週3勤務のところを週5にねとか、定例会、毎月開催ねとか。あと、マニュアルも1年ごとに今年度定例会で出たのを反映させたらこうなりましたみたいな。そういうの、やってくれるところはすごくいいですね。ありがたいです。」

・研修プログラムの必要性強く感じているという意味合いの語りについて以下にまとめた。

「事業所としての課題だと思っています。本来ある程度、知識を持った中でこういうお宅には入るべきなので、研修必要だと思ってんですが、先ほど何回も申し上げてるとおり、しょっちゅうある事業ではないので、出たときにこういう形で対応するなので、事後というか、後手後手になるんですけど、機会があれば研修していただくかっていう、そんな感じになってしまってるっていう課題を持ちつつやってるのが現状です。」

「研修プログラムだって、あるっちゃあるで、これを履修しましょう、これを履修しましょう程度のもので、中身までは誰も教えてくれないから、自分たちで考えてやって。」

「やっぱり研修のところも結構悩みながら、試行錯誤しながらやってるところがあるので、何かこういうのがいいよっていうのがあったら、もうぜひぜひ参考にしたいなっていうのは常々。」

・研修プログラムの内容も自分たちの団体の枠組みに合ったものが必要という意味合いの語りを以下にまとめた。

「自分たちで作るので。やっぱりそれって支援者が一番身近に感じ、一番困らないように作んなきゃいけないし」

「養成プログラムがあってもいいと思うんですけど、ご家庭によって違うので、私からすると、そこまでやってしまうと社福の領域になるんですよ。ご存じだと思うんですけど、アウトリーチからアセスメントからみたいなの。それができるか、みんなにっていう。そこまで意識を持ってこの事業でどうにかしなきゃっていう福祉の精神が必要になってくるっていうか。でも、そこまで思って入ってきてる方っていうのはなかなか、いないかな。」

「あまり濃いものはあれですけども。そこに多分、特化することはないと思うので、産後支援も絡めたところであれば。」

・現時点では振り返りの仕組みはないが、あったほうが良いという意味合いの語りを以下にまとめた。

「した方がいいって言うか、本当にできれば、するにした方がいいとは思いますが、そういう今

までの積み重ね。」

「今設けていないですね。ほんとはね、そういうのも必要になってきて、行政のフィードバックっていうのもあった方がいいと思うんですけども」

・うまくいった事例を蓄積して外に紹介していくことが必要という意味合いの語りを以下にまとめた。

「このままいい実践を積み重ねることなのかなってのが、私が思い付く限りのところで。」

「すごくいい実践が積み重なってきてると思うので、やはり外にそれをアピールすることと、肅々と積み重ねるというか。」

「この事業を入れてうまくいった例とか、どういうふうに入れてどういう効果が得られたっていう事例を紹介しつつ。」

VI 考察

1) ～民間団体ならではの特徴を生かして支援を行う～

本研究の調査により、養育支援訪問事業を行う民間団体は、それぞれ団体の理念を持った上で、その理念を達成するために本事業を行うという意識に基づき事業を行っていることが明らかになった。また、自分たちの民間団体が本事業のどの部分を担うのかという事業の枠組みを定めた上で事業を行っていた。

さらに、民間団体として事業を行うにあたっては、民間団体としての立場を活用することで、本事業を利用する家庭にとっては、行政の事業であるゆえの安心感を持ってもらうことができる。しかし、行政とは違う立場で家庭に訪問することにより、行政を拒否する家庭でも訪問することが可能になることもあるという民間団体ならではの強みを生かすという視点で民間団体は事業を行っていた。さらに、今回調査協力を得られた団体は、全ての団体が「育児・家事援助」だけではなく、団体ごとの特性を生かした他の事業も行っていた。他の事業にも取り組む民間団体の一部として「育児・家事援助」事業を行うことで、団体の他の事業を利用した家庭の中で、必要な家庭を「育児・家事援助」事業に繋げることも可能であることが明らかとなった。

2) ～大きな解決につながらなくても、訪問すること自体に意義がある～

今回の調査協力団体は、養育支援訪問事業だけで家庭の問題を全て解決することは難しいと捉えていた。そのため支援に際しては、家庭の状況の改善を求めすぎず、訪問すること自体に意義があると捉えて事業を行っていることが明らかとなった。また、保護をマイナスとして捉えないという視点で支援を捉えていたことも明らかになった。訪問スタッフは、訪問の中で家庭の状況がなかなか改善しなかったり、子どもが保護になったりすると、支援がうまくいかなかったと捉えてしまうことも多い。しかし、常日頃の状況把握が難しい行政よりも訪問スタッフはリスクに気付くことができる立場となりうる。また、問題が深刻になる前に一時的に分離することで、家族が再統合できる可能性も高まる。その上で、支援を受けることで自信を無くしたり他の家庭との違いを感じてしまったり、また虐待家庭と思われるのではという不安から、支援に対してマイナスの感情を持つ家庭もあるということを理解しておき、支援を受けることをマイナスと捉えられないような関わりをしていく必要が求められる。

3) ～臨機応変に対応し、対象家庭を尊重して関わることができる訪問スタッフ～

民間団体が本事業を行う上では事業に適した訪問スタッフの存在が必要不可欠であるが、本研究により民間団体は訪問スタッフの人柄を特に重視して見ているということが明らかになった。まず、この事業は家庭の中に入るという事業の特性上、家庭の状況を良く見ること、また、その状況に合わせて臨機応変な対応を行うことが必要であり、状況を読み取り柔軟に対応する力が訪問スタッフに求められている。次に、訪問スタッフは家庭に対して指導を行う立場ではなく、その家庭のやり方や考えを大事にし、自分の価値観にこだわらずにその家庭を見るという姿勢が必要である。三点目に、インタビューからは訪問スタッフが自らの感情で強く動いてしまったり、過去の自分の経験に引きずられてしまったりすると支援が難しくなることが語られておいた。最後に、この養育支援訪問事業は家庭で家事や育児を行う事業であるが、それだけではなく保護者とのコミュニケーションが重要であり、訪問スタッフにもうまく保護者とのコミュニケーションをとることのできる力も求められていることが明らかとなった。

以上のように、民間団体が行う養育支援訪問事業においては、訪問スタッフの人柄が特に

重視されているが、今後スタッフの養成についてもこのような視点を持って検討する必要があるといえる。今後は対人スキルに対する研修や支援だけではなく、訪問スタッフ自身の内面についても焦点を当て、自己覚知ができるような研修や支援を行っていくことが必要であると考えられる。

4) ～家庭全体に介入し、家庭の養育力を上げていけるような働きかけ～

インタビューを通じて、訪問スタッフは自らが家庭と一緒に歩む姿を見せるということで、家庭に対し「寄り添う」支援を行っていることが明らかになった。本事業は「育児・家事援助」事業であり、家庭で子どもの保育や家事を行うが、単なるベビーシッターや家事代行というような「代行」の役割を果たすものではないと捉えることができる。

インタビューを通じて民間団体、自治体の両者から本事業は「寄り添う」支援であるということが語られている。また、先行研究においても「寄り添う」支援が行われていることが言われているが、これまで明らかとならなかった「寄り添う」支援の具体的な内容についてインタビューを通じて明らかとなった。訪問スタッフは支援の中で、保護者の話を傾聴し、保護者を肯定する言葉がけを行いながら、自らが家庭と一緒に歩む姿を見せるということで、家庭に対し「寄り添う」支援を行っているといえる。

さらに、訪問スタッフは子どもに対し成長を促す関わりをしながら、親子の仲介役をすることで家庭全体に対して介入するということに、養育支援訪問事業の特徴があるといえる。養育支援訪問事業においては、親と子どもの仲介役をしたり、親の変化が難しいと思われる場合は、子どもに対し直接働きかけることで家庭全体に対し介入して支えていこうとするところに特徴があるといえる。

5) ～支援の意義について～

インタビューの中で、支援についての意義についての語りも多く見られた。それらの中では、支援によって、家庭の負担が軽減される、訪問スタッフとの信頼関係ができる、誰かを頼ってもいいと思えるようになる、子どもが成長するなどの意義があると捉えられていることがわかった。また、支援に入ったことで家庭状況の把握ができ、保護者が誰かを頼ってもいいと思えるようになったことで、他の支援に対する抵抗性が薄れ、孤立を防ぐことにつながり、結果虐待を防ぐことができるようになり、他のサービス・事業につなぐことが行いやすくなる。これらの支援の意義は自治体側からより多く聞かれた。

さらに、今までの先行研究では述べられていなかった知見として、支援の経験を将来に生かすことができたり、循環型の仕組みができる等、今すぐ家庭の状態が改善しなくても訪問することに意義があるという視点で家庭を捉えるという、長期的な視野に立ち将来的に保護者や子どもが成長し支援を受けた経験を生かしていくことが大事であると民間団体は捉えているということが明らかになった。またその結果、支援を受けた側が支援をする側に回るといふ循環型の仕組みも可能になるというところに養育支援訪問事業の大きな意義があると考えられる。

6) ～コーディネーターの役割について～

本研究により、民間団体で事業のコーディネートを行うコーディネーターに対して求められるスキルが明らかとなった。コーディネーターは訪問スタッフについても自分の価値観で判断しないということが求められているということが特徴であるといえる。また、訪問スタッフに対しても丁寧なコミュニケーションを行うこと、また、目の前の家庭のことだけを見るのではなくこの事業や社会背景についても全体を見通す力を持つという広い視野を持つと

いうスキルが特に求められているが明らかになった。さらに、行政、家庭、訪問スタッフなど様々な人の間の仲介役となるスキルは、コーディネーターに特に求められる力であると考えられる。

今回の調査協力団体においてコーディネーターの持つ資格は様々であり、福祉の資格を持つコーディネーター、持たないコーディネーターの両方が存在していた。福祉分野以外の資格では、保育や看護の資格を持つコーディネーターがおり、様々な分野の知識を持つコーディネーターが存在し、お互いの強みを生かしながら支援に当たることは養育支援訪問事業の実践において必要であると考えられる。

7) ～訪問スタッフをバックアップしていく仕組み～

本事業の実施においては、訪問スタッフのバックアップ体制が必要であることが明らかになった。インタビューを通じて、事務局コーディネーターは訪問スタッフに対して良くコミュニケーションを取り、精神的なケアを行うという直接的な働きかけに加えて、マッチングの工夫や支援チームの一員として位置づける仕組みを作るなど外部にも働きかけを行っていた。ここから今回の調査協力団体においては、訪問スタッフを一人の支援者として尊重する環境を作ろうとしていることが読み取れる。しかし、仕組みとしてスーパービジョンや個々の支援の振り返りの時間を設けている団体はなく、何かあればその都度の対応を行ったり交流会や研修で話し合ったりするにとどまっていることも明らかになった。今後は仕組みとして訪問スタッフへのバックアップ体制を整えていくことが必要であるといえる。

8) ～家庭のなりたい姿を利用者、民間団体、行政で事前に共有する～

この養育支援訪問事業がうまく機能するためには、家庭と民間団体と自治体の3者で支援目標の共有が必要であることが明らかになった。

インタビューの中では、本事業を行うにあたり3者間で支援のギャップがあるケースも存在していることが語られていた。しかし、この支援の導入にあたっては自治体の方が家庭を外から見て望ましい方向に導こうとするのではなく、家庭の強みを生かし、家庭の中から出てきた目標をサポートできるような働きかけを行ったり、自らの家庭の問題点に自ら気づいてもらったりするような関わりを行っていくことが必要ではないだろうか。

民間団体の中には支援に際し、保護者に予め目標を書いてもらうという取り組みを実施しているところもあり、今後はそのような方法を取り入れていくなどして支援目標の共有を図っていくような仕組みを作ることが求められる。

9) ～行政と民間団体で、情報共有の仕組みを作り連携し合える体制を作る～

本事業の推進に当たっては、行政との密な連携を行うことが必要な要素であることが明らかになった。今回の調査協力団体からは、特に行政の担当者と直接やり取りをすることや、個別ケース会議の仕組みを作ることで、密な連携体制を作ることが必要であるという話が聞かれた。

また、民間団体と自治体の両者から担当者が不在がちで連絡が取りにくいという声が聞かれたが、民間団体からはそれに加えて行政の内部でもっと情報共有を行ってほしいという声が上がっていた。民間団体が自らも家庭を支える関係機関としてしっかりチームに位置づけて情報開示と役割分担を行っていきたいという気持ちの表れなのではないかと感じた。

10) ～連携体制を作り、質の高い支援ができる仕組みづくり～

今後本事業を行うにあたっては、さらに質の高い支援ができる仕組みを作っていくことが必要

であると思われる。本事業は質の担保がなされていないという課題と、効果の測定ができていないという課題が存在している。本研究の調査を通じて、各団体は他の団体との連携体制ができているところはなく、また参考にできるような実践モデルもない中で実践が行われている状況が明らかになった。本事業の実施主体は子育て支援のNPOやベビーシッター会社、介護事業者、社会福祉協議会など様々であるが、各団体が連携し合えるような体制を作っていくことで、それぞれの事業者の強みを生かした支援を行っていけるようになるのではないだろうか。

また、これまでの実践においては良い事例を蓄積することができていなかったということも明らかになった。今後は各団体ごとの成功事例を蓄積するような仕組みをつくり、その事例を分析することで、良い実践を共有することで、より良い支援に繋げていくことができると考えられる。

3. 本研究調査の限界と課題

本研究の課題として下記の4点を提示する。

1点目に、本研究は地域を限定して行った研究であり、本研究のインタビューにより得られた養育支援訪問事業についての重要な内容が一般化できるかどうかという外部妥当性についての課題がある。今後は調査の対象地域を広げることでこの内容が普遍化できるものであるかを検証していく必要がある。

2点目に量的な調査が行われていないという点が挙げられる。今回の調査はインタビューにより行ったが、量的な検証はなされていない。今後は量的な研究も行うことで、今回の研究から得られた知見をより確かなものにできると考えられる。

3点目として、本研究結果は支援者側から見た内容であることが挙げられる。本研究においては、事業を行う民間団体と自治体から見た養育支援訪問事業の姿を明らかにしたものであり、実際の事業の利用者に対しての調査は行うことができなかった。そのため、利用者側から見た本事業の捉え方は違う点があることが予想される。今後は利用者側にも調査を行うことで、利用者側から見た事業に対する考えや支援の効果を明らかにしていく必要がある。

最後に、今後は実際に事業で活用できる実践モデルの開発を行っていく必要がある。今回の研究ではどのようなことが重要であるかが明らかになった。今後は本研究を踏まえた上で、養育支援訪問事業の実践モデルの開発を行い、支援の現場で実際に使える実践モデルや実践マニュアルを開発していくことが必要であると考えられる。

VII 結論

民間団体が行う「育児・家事援助」は行政の委託事業であり、家庭の中でヘルパーやベビーシッターのように家事や育児の代行を行って家庭を支援するというイメージを持たれることもある。しかし、本研究により実際の活動は家事や育児の支援をツールとして用いながら訪問スタッフが家庭に寄り添い、親と子供の両方を含む家庭全体に介入を行うことで家庭全体の養育力を上げ、エンパワメントしていくことが事業の本質といえることが明らかになった。そのため、家庭状況の大きな改善を目指すように支援を行う事業であると捉えるのではなく、スタッフが家庭に訪問しそこで行われる家庭と訪問スタッフとの様々な関わりそのものに意味を持つものであると考えられる。

また、養育支援訪問事業においてはその地域に暮らす人がその地域の子育て家庭を支えるということも大きな意味を持つのではないだろうか。子育て家庭が地域とのつながりを持つことにより結果として地域で支え合うという仕組みができ、虐待の減少につながるのではないだろうか。その部分に本事業において専門職や自治体の職員ではない立場で家庭に関わるという意義があるといえる。

おわりに

養育支援訪問事業はまだ発展途上の事業であり、本事業をよく知らない立場からでは、家事代行やベビーシッターなどどのように違うのかと思われたり、専門職ではない立場で家庭に入ることにより本当に虐待の予防につながるのだろうかという疑問を持たれたりすることもあるかもしれない。

しかし、本調査により各民間団体、自治体にインタビューを行い話を聞かせていただいたことで、本事業の本質的な意義が明らかになったのは一つの成果ではないだろうか。それは、家庭に訪問し、訪問スタッフが相手のテリトリーの中で、自分自身を一つの社会資源として使うことにより、そこで生まれる関わりそのものが大きな価値を持つということである。週1回、数時間でも訪問することに意義があり、支援期間中には大きく状況が改善することは難しいかもしれないと思いながら、しかし、今すぐでなくてもこの経験を未来に繋げていってほしいというそんな思いを持って各団体、自治体がこの事業に取り組んでいる事が明らかになった。また、この事業に関わる各団体のコーディネーター、訪問スタッフの事業にかける思いや、懸命な姿勢により、この養育支援訪問事業が行われていることが改めて感じられた。

このような考えの元で事業を行うことは、今まで各団体、各自治体は特に意識せず自然と行っていたことであると思われる。しかし、このように改めて言語化しまとめることにより、外部に対しても本事業がとても価値がある事業であり、民間団体として虐待予防に取り組むことの価値を示すことができることができたと考えられる。それは、今回調査にご協力いただいた民間団体、自治体の皆さんが手探り状態にも関わらず、一つ一つの支援を大切に考え、取り組みを地道に積み重ねていった成果であると思う。

今後、児童虐待に対応していくためにはますます民間団体と自治体が連携しながら、地域で家庭を支える仕組みを作っていくことが必要になると思われる。その一つの大事な事業として養育支援訪問事業が存在しており、今後は養育支援訪問事業の質を高めつつ事業の拡大を目指していくことが必要だと思われる。そのためには、各団体で独自に取り組んでいる現状から一歩進み、各団体が連携しあって、良い実践を共有していくような取り組みを行うことができると考える。それにより、今後は養育支援訪問事業の実践モデルが作られ、より多くの民間団体、自治体の本事業を活用していけるような未来がこの先に待っている事を願い、本調査研究を締めくくる。

謝辞

本研究の実施にあたっては、公益財団法人日本福祉弘済会による「2020年度社会福祉助成事業」の助成を受けて実施した。

本研究を行うにあたり、ご多忙にもかかわらずインタビュー調査にご協力してくださった団体、自治体のご担当者の皆様に心より感謝を申し上げます。皆様の貴重なお話を聞かせていただいたことで、このように研究をまとめることができました。お力添えをいただきまして、本当にありがとうございました。

引用文献

- ・廣田直子・木村由紀子・河合智栄子・ほか(2015)「母親側からみた予防的な養育支援訪問の効果に関する検討」『保健師ジャーナル』71(9),786-793.
- ・犬塚峰子(2015)「アメリカ合衆国の子ども虐待対策の現状～予防的支援の展開とエビデンス・ベースト・プラクティス～」2014年度第40回資生堂児童福祉海外研修報告書～アメリカ合衆国児童福祉レポート～,公益財団法人資生堂社会福祉事業財団.
- ・伊藤嘉余子・石田賀奈子・永野咲(2014)「児童養護施設から子どもが家庭復帰した家庭への養育支援:市町村における養育支援訪問の実態調査からの分析」『地域福祉研究センター年報2013年度』3,1-11.
- ・木村容子(2014)『「養育支援訪問事業」の実態調査 報告書」子育て支援・家庭訪問ソーシャルワーク実践モデルの開発－実践モデルの原版づくり 調査研究報告書,科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究C))日本社会事業大学社会福祉学部木村容子研究室.
- ・桐野由美子(2011)「児童虐待防止のための家庭訪問事業－国際的視野からの沿革・現状・展望」『世界の児童と母性』70,12-17.
- ・厚生労働省(2004)『育児支援家庭訪問事業の実施について』平成16年3月31日雇児発第0331032号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知.
- ・厚生労働省(2008)「養育支援訪問事業ガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate08/03.html>, 2020.12.24).
- ・厚生労働省(2008)「養育支援訪問事業の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate09/>, 2020.12.24).
- ・厚生労働省(2015)「養育支援訪問事業の実施状況について」(<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000075230.pdf>, 2020.12.27).
- ・厚生労働省(2018)「養育支援訪問事業の実施状況調査」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000163888.pdf>, 2020.12.27).
- ・厚生労働省(2019)「養育支援訪問事業の実施状況調査」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000349535.pdf>, 2020.12.27).
- ・厚生労働省(2020)「養育支援訪問事業の実施状況調査」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000680042.pdf>, 2020.12.24).
- ・厚生労働省(2020)「令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000696156.pdf>, 2020.12.24).
- ・小久保裕美(2014)「子育て家庭の家庭訪問における訪問支援員サポートに関する研究 -訪問支援員への聞き取り調査から-」『東海学園大学研究紀要』19,167-177.
- ・元山彩織・河浦龍生・野田正人(2014)「福岡市における養育支援事業の効果および支援後悪化した家庭の要因と支援のあり方の検討」『子どもの虐待とネグレクト』16(3),307-319.
- ・元山彩織・松崎佳子・藤林武史ほか(2012)「育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)における支援のあり方の検討 -福岡市における実践を振り返って-」『子どもの虐待とネグレクト』14(1),67-76.
- ・内閣府(2017)「養育支援訪問事業実施要綱」(https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h290411/youiku_jigyo.pdf, 2020.12.24).
- ・内閣府(2017)「養育支援訪問事業の拡充」(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h290314/pdf/s3-2.pdf>, 2020.12.27).
- ・野田敦史(2018)「日本の家庭訪問型子育て支援に関する研究の動向と課題」『高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要 健康福祉研究』15(1),1-9.
- ・尾島豊・田中春海(2016)「ホームスタート(家庭訪問型子育て支援)におけるニーズの特徴」『長野県短期大学紀要』71,77-87.
- ・Parents as Teachers National Center,(2019) *Parents as Teachers: An Evidence-Based Home Visiting*

Model

(https://static1.squarespace.com/static/56be46a6b6aa60dbb45e41a5/t/5e1e151806c01b2d7409fe18/1579029788073/906_EBHVM_DigitalBook_2020.pdf,2021.01.11).

- ・西郷泰之(2011a)「イギリスにおけるホームスタート活動の評価方法に関する研究」『大正大学研究紀要』96, 243-239.
- ・西郷泰之(2011b)「イギリスの家庭訪問支援の実際-公私協働する民間組織」『世界の児童と母性』70, 73-76.
- ・西郷泰之(2011c)「家庭訪問支援(ホームビジティング)をマッピングする」『世界の児童と母性』70,7-11.
- ・西郷泰之(2011d)「社会的養護の予防を目的とした家庭訪問支援に関する調査研究」平成22年度児童関連サービス調査研究等事業報告書,子ども未来財団.
- ・西郷泰之(2014)「児童虐待の発生予防に向けてー「健全育成系」と「要保護系」の間の溝を埋めるー」『大正大学人間環境論集』1, 71-78.
- ・白石淑江(2011)「児童虐待の予防を視野に入れた家庭訪問支援(その1)- Healthy Families America の家庭訪問プログラムの概要と日本の家庭訪問事業の課題-」『愛知淑徳大学論集』1,69-81.
- ・総務省(2012)「児童虐待の防止等に関する政策評価」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000142662.pdf, 2020.12.27).
- ・谷郷智美・川村千恵子・寺井陽子・ほか(2018)「養育支援訪問事業で訪問助産師が行っている自身の支援に対する認識」『日本助産学会誌』32(2),159-168.
- ・東京都児童相談所(2020)『事業概要 2020年(令和2年)版』東京都児童相談センター.
U.S. Department of Health & Human Services *Home Visiting Evidence of Effectiveness* (<https://homvee.acf.hhs.gov/about-us/hhs-criteria>, 2020.12.27).
- ・埋橋玲子。(2011)「イギリスのシュア・スタートと日本の課題 貧困問題と就学前のワンストップ機能」『部落解放研究』192, 40-51.
- ・座波律子・倉石哲也(2018)「養育支援訪問に携わる助産師の活動と課題の研究」『臨床教育学研究』24, 27-35.

付録

1. インタビュー事前アンケート（民間団体用）

インタビュー事前アンケート（民間団体用）

ID

1. 貴団体の団体種別について教えてください

- ① 子育て支援を行っているNPOなど民間団体
- ② 社会福祉協議会
- ③ ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者
- ④ その他()

2. 貴団体が自治体の委託を受けて養育支援訪問事業を開始した年を教えてください

_____ 年より開始

3. 貴団体において、養育支援訪問事業を受託している自治体の数を教えてください

_____ 自治体

4. 貴団体が自治体から委託を受けて実施している養育支援訪問事業の種別について教えてください。

- ① 「育児・家事援助」のみ実施している
- ② 「育児・家事援助」「専門的相談支援」の両方を実施している
- ③ その他

**5. 貴団体が実施している「育児・家事援助」の具体的な支援内容について
あてはまるもの全てに○をつけてください。**

- ① 乳幼児の保育 ② 学童期の児童の保育 ③ 掃除・調理等の家事支援 ④ 保育園等の送迎
- ⑤ 学習支援 ⑥ 通院等の付き添い
- ⑦ その他

6. 貴団体が2019年4月～2020年3月に養育支援訪問事業の「育児・家事援助」で訪問した

- ① 家庭数、② 年間の訪問件数(述べ)を教えてください。
(正確な数字が分からない場合はだいたいで結構です)

①家庭数 _____ 家庭

②訪問件数 _____ 件

7. 訪問スタッフについて

(1) 貴団体に所属する訪問スタッフの人数を教えてください。

(登録制などで正確な人数が分からない場合は、2020年6月(インタビュー前月)に活動した人数を教えてください)

常勤 _____人

非常勤・パート _____人

ボランティア(無給) _____人

(2) 訪問スタッフの条件について教えてください。

① 保育士、社会福祉士などの有資格者に限定している。

② 資格がなくても子育て経験があれば可能としている。

③ 無資格で、子育て経験がなくても可能としている。

④ その他

8. 運営スタッフについて教えてください。

(1) 貴団体の事務局スタッフの人数を教えてください。

常勤 _____人

非常勤・パート _____人

その他 _____人

(2) そのうち、養育支援訪問事業を主業務として担当しているスタッフはいますか？いれば人数を教えてください。

① いる 常勤 _____人

非常勤・パート _____人

その他 _____人

② 主業務として担当しているスタッフはいない(他の事業と兼務している)

9. 貴団体の事業全体を100%としたとき、養育支援訪問事業が占める割合を教えてください。

(大体の感覚でも構いません)

_____ %

10. 貴団体に他に行っている事業があれば、研究の中で公表しても差し支えない範囲で教えてください。

2. インタビュー事前アンケート(自治体用)

インタビュー事前アンケート（自治体用）

ID

1. 貴自治体の養育支援訪問事業の委託先団体を教えてください。(複数回答可)

- ① 子育て支援を行っているNPOなど民間団体
- ② 社会福祉協議会
- ③ ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者
- ④ その他()

2. 貴自治体が養育支援訪問事業を開始した年を教えてください

年より開始

3. 貴自治体が養育支援訪問事業を委託している委託先団体の数を教えてください

団体

4. 貴自治体が民間団体に委託して実施している養育支援訪問事業の種別について教えてください。

- ① 「育児・家事援助」のみ委託して実施している
- ② 「育児・家事援助」「専門的相談支援」の両方を委託して実施している
- ③ 「専門的相談支援」のみ委託して実施している
- ④ その他

5. 貴自治体が民間団体に委託して行っている「育児・家事援助」の具体的な支援内容についてあてはまるもの全てに○をつけてください。

- ① 乳幼児の保育 ② 学童期の児童の保育 ③ 掃除・調理等の家事支援
- ④ 保育園等の送迎 ⑤ 学習支援 ⑥ 通院等の付き添い
- ⑦ その他

6. 貴自治体が2019年4月～2020年3月に養育支援訪問事業の「育児・家事援助」で訪問した

①家庭数、②年間の訪問件数(述べ)を教えてください。

(正確な数字が分からない場合はだいたいで結構です)

① 家庭

② 件

7. 貴自治体の中で、養育支援訪問事業を主業務として担当している職員はいらっしゃいますか？

いれば人数を教えてください。

① いる

常勤 人

非常勤・パート 人

その他 人

② 主業務として担当しているスタッフはいない(他の事業と兼務している)

8. 貴自治体において養育支援訪問事業以外に行っている、家庭に訪問して行う子育て支援事業があれば差し支えない範囲で教えてください。

お答えいただき誠にありがとうございました。

ご記入いただいた内容をもとにインタビューをさせていただきますので、インタビュー時にご提出いただくか、インタビュー前にメール添付または返信用の封筒でご郵送をお願いいたします。

また、お答えいただいた内容の中で、公表に差し支えのある箇所があればインタビュー時に教えてください。

3. インタビューガイド(民間団体用)

インタビューガイド (民間団体用)

- インタビューにお答えいただく方の組織内でのお立場について教えてください。
- 貴団体が自治体からの養育支援訪問事業を行うことになった経緯についてお聞かせください。
 - ・貴団体から積極的に行政などに働きかけをされましたか。
- 貴団体の理念やミッション・ビジョンがあれば教えてください。
 - ・その理念やミッション・ビジョンは養育支援訪問事業とどのように関係していると考えますか。
- 新規ケースの開始～終結までの具体的なプロセスを教えてください。
(別紙の「養育支援訪問事業実施モデル図」を参考にいただきながら、貴団体の流れと違うところなどがあればおしえてください)
- 貴団体の養育支援訪問事業は、家庭に対してどのような視点を持ち接していますか？
(例えば、積極的に指導、アドバイスをを行うことで問題を改善しようとする
指導的な関わりをできるだけせずに、家庭に寄り添って改善を目指そうとしている
家庭の良い部分に着目し、その部分を伸ばすことを心掛けている など)
- 支援途中または、支援終了後に支援を評価する仕組みはありますか？
 - ・あればどのような仕組みか教えてください。
- 貴団体による養育支援訪問事業で訪問した家庭には、どのような変化が見られることが多いと感じますか？
 - ・どのような状況の家庭がより変化しやすいと思いますか？
 - ・支援を導入してもあまり状況が変化しない家庭に対してはどのように対応していますか？
- 貴団体の養育支援訪問事業により、家庭の状況が明らかになることで、子どもが保護につながったケースはありますか？また、そのようなケースに対してどのように思いますか？
- 貴団体の養育支援訪問事業の訪問スタッフの養成についてお聞きします。
 - ・訪問スタッフの呼び方があれば教えてください。
 - ・研修プログラムを具体的に教えてください。
 - ・スーパービジョンの仕組みなどはありますか？
 - ・採用の際に重視する点などはありますか？
 - ・どのような訪問スタッフが、この事業に向いていると思いますか？
- 養育支援訪問事業運営スタッフの体制についてお聞きします。
 - ・事業運営スタッフの呼び方があれば教えてください。
 - ・事業運営スタッフの方の所持資格があれば教えてください。
 - ・運営スタッフの方は、どのように業務を分担されているか教えてください。
 - ・運営スタッフ用の研修がありますか？あれば内容も教えてください。
 - ・運営スタッフの方へのスーパービジョンの仕組みなどはありますか？

- ・運営スタッフ採用の際に重視する点などはありますか？
- ・どのような運営スタッフが、この事業に向いていると思いますか？

- 本事業を行う行政の担当部署とはどのように連携していますか？
- ・毎月会議開催などの仕組みがありますか？
- ・リスクのある状況が感じられた際にはどのように対応していますか？
- ・連携が難しいと感じる点がありますか？
- ・もっとこうした方がより良く連携ができると感じる点がありますか？

○養育支援訪問事業を行う上で、大変だと感じる点・苦勞している点があれば教えてください。

○養育支援訪問事業の意義と感るところを教えてください。

○今後養育支援訪問事業について、ある程度標準化された「実践モデル」や「養成プログラム」が策定されたら、自分たちの団体で活用したいと思いますか？

○今後養育支援訪問事業が質を向上させながら拡大していくにはどのようなことが必要だと思いますか？
インタビューは以上の項目についてお伺いさせていただきます。

お答えいただきたくない項目はお答えいただかなくて構いません。

また、インタビュー後に内容を確認していただき、公表に差支えのある箇所は削除いたします。
どうぞよろしく願いいたします。

4. インタビューガイド(自治体用)

インタビューガイド (自治体用)

- インタビューにお答えいただく方の組織内でのお立場について教えてください。
- 貴自治体が現在の委託先に養育支援訪問事業を委託した経緯について教えてください。
- 貴自治体の養育支援訪問事業の新規ケースの開始～終結までの具体的なプロセスを教えてください。
(別紙の「養育支援訪問事業実施モデル図」を参考にいただきながら、貴自治体の流れと違うところなどがあればおしえてください)
- 貴自治体の養育支援訪問事業の訪問期間や回数に規定があれば教えてください。
- 貴自治体の養育支援訪問事業の「家事・育児援助」の導入に当たっては、どのようなプロセスで支援の対象となるケースを決定していますか。
 - ・どのような経緯で候補の家庭がピックアップされますか？
 - ・その家庭への支援に対して、本事業の導入が適切であるという判断をどのようにしていますか？
 - ・他の事業と比較検討することはありますか？
- 貴自治体の養育支援訪問事業では、家庭に対してどのような視点を持ち接してほしいと考えていますか？
(例えば、積極的に指導、アドバイスを行うことで問題を改善しようとする
指導的な関わりをできるだけせずに、家庭に寄り添って改善を目指そうとしている
家庭の良い部分に着目し、その部分を伸ばすことを心掛けている など)
- 支援途中または、支援終了後に支援を評価する仕組みはありますか？
 - ・あればどのような仕組みか教えてください。
- 貴自治体による養育支援訪問事業で訪問した家庭には、どのような変化が見られることが多いと感じますか？
 - ・どのような状況の家庭がより変化しやすいと思いますか？
 - ・支援を導入してもあまり状況が変化しない家庭に対してはどのように対応していますか？
- 貴自治体が養育支援訪問事業を導入し、家庭の状況が明らかになることで、子どもが保護につながったケースはありますか？また、そのようなケースに対してどのように思いますか？
- 貴自治体が主体として実施している養育支援訪問事業のスタッフ向け研修はありますか？
 - ・あれば内容を教えてください。
- 養育支援訪問事業運営職員の体制についてお聞きします。
 - ・事業運営職員の所持資格があれば教えてください。
 - ・運営職員の方は、どのように業務を分担されているか教えてください。
(地区担当別になっているなど)
 - ・運営職員用の研修がありますか？あれば内容も教えてください。
- 養育支援訪問事業を行う上で、大変だと感じる点・苦労している点があれば教えてください。

○本事業を行う民間の団体とはどのように連携していますか？

・連携が難しいと感じる点がありますか？

・もっとこうの方がより良く連携ができると感じる点がありますか？

○養育支援訪問事業の意義と感じるところを教えてください。

○今後養育支援訪問事業が質を向上させながら拡大していくにはどのようなことが必要だと思いますか？